

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する 基本方針の案の作成に対する意見募集の実施結果について

1. 意見募集要領

(1) 意見募集対象

環境の保全に取り組む意欲を高めるための措置や環境教育の推進に関する基本的な事項について
環境の保全に取り組む意欲を高めるための措置や環境教育の推進に関して、政府が実施すべき施策について
その他、環境の保全に取り組む意欲を高めるための措置や環境教育の推進に関する重要な事項について

(2) 意見提出期間

平成16年5月14日(金)から5月28日(金)まで

(3) 意見提出方法

郵送、ファックス又は電子メール

(4) 意見提出先

懇談会事務局(環境省総合環境政策局環境教育推進室)

2. 意見募集の結果

意見提出件数... 44件

3. 提出意見

別添の通り提出された意見を分類して掲載 (なお分類前の意見は参考資料5として配付)

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針の案の作成に対する意見募集結果(分類別)

全般的なことについて
基本的な事項
学校教育及び社会教育における環境教育
職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育
人材の育成、認定事業の登録
拠点機能の整備
民間による土地等の提供に対する支援
各主体の連携、協力、協働取組の在り方の周知
情報の積極的公開
その他重要事項

(提出いただいたご意見をパラグラフごと等で上記項目へ分類。自己紹介等の記述は省略。)

全般的なことについて

意見	名前等
<p>政府が実施すべき施策については、現在、社会において環境教育等の概念が形成される中途段階にあり、さらに「国連持続可能な開発のための教育の10年」等の他の関連事項も実施されつつある段階であることから、柔軟に変更・改善を加え、他の事項との整合性をしっかりとっていただきたいと思ひます。</p> <p>また、そのこと自体も基本方針の中でしっかり謳っていただいたほうがよいと思ひます。</p> <p>また、上記のように国の役割は「支援すること」にあると思ひますので、地方公共団体や民間・学校などの取り組みを「支援する」施策を講じていただきたいと思ひます。</p>	石井 誠治
<p>地球環境問題が人類の存続にかかわるほどにまで深刻化しているなか、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が施行されたことは、ようやく今という感は否めないものの、評価できる。しかしながらこの法律は、環境教育を確実に履行する責務まで踏み込まず、努力義務を掲げたに留まっている、と感じられる。</p> <p>「生まれたときから人権はあります」と謳った人権教育は、学校・社会教育のなかで、取り組まなければならない制度としたことで、それなりの成果をあげてきた。地球環境問題の本源は、ヒトが自然の仕組みを顧みなかったことにある。「生まれる前から必要な環境」も、学校・社会教育のなかで「やらなければならない責務」に制度化して、自然界の一員であるヒトが如何に行動すべきかを共に考え、ヒトの存続基盤である地球の本質を的確に認識し、今が恵まれすぎた状態であるにも関わらず更に便利・快適を追求する現実の異常さを理解させなければ、日本学術会議第132回総会声明が警告したように、人類文明が滅亡の危機に頻することは免れないだろう。</p> <p>今回作成する基本方針では、是非とも環境教育を履行義務に位置付けていただきたい。</p>	一本松町役場 生活環境課 高田 義隆
<p>科学教育の充実</p> <p>今日直面する環境問題の解決には、ライフスタイルや社会の仕組みを根本から改める見直し、立て直しが不可欠である。これを担うのが環境教育の役割であり、生態系の真実を正しく理解させることが肝要である。</p> <p>このために、自然生態系に触れ、自然の循環システムを肌で感じる自然体感型の機会、教育を充実していくことの必要性は十二分に理解が深まっているところである。</p> <p>一方、環境に対して責任ある行動や解決への積極的な貢献はまた、自然を体感することばかりでなく、エネルギーや温室効果と森林の生態学的役割といった基本的科学(環境)を理解できる能力に大きく左右される。</p> <p>そうした能力がなければ、化石燃料の燃焼と気候変動の関係や、森林伐採と洪水の発生や生物多様性との関係を把握するのも困難である。こうした、科学教育の必要性の認識は未だ不十分とも思われるので是非、自然体験型環境教育と並ぶ柱として科学(環境)教育の充実を望むものである。新エネルギーの開発などものづくりに係る環境技術の開発により、環境問題に挑戦し、未来を切り開こうとする意欲を持った国民の育成が何よりも急務と信ずるものである。</p>	伊藤 隆
<p>川勝委員が環境教育と道徳を組み合わせる話をしていましたが、「環境教育と道徳教育とを混同してはならない」とは環境問題の世界では一般に言われていることで、環境教育はあくまでも科学の分野として捉えるべきものです。環境教育の目的は、それを受けたことによって或る環境問題に対し科学的(広義の)な判断ができるようになることです。例えば今沖縄ではマングースの害が問題になっていますが、正当な環境教育、この場合は生態系についてきちんとした教育を受けていればこんなバカなことはしなかった筈です。環境教育は決して完成されたものではありませんが、現在の水準でも“環境教育さえやっていたら救われた筈だ”という事例が無数にあります。</p> <p>科学は基本的なところでグローバル・スタンダードが存在しますが、道徳には有りません。国ごと、宗教ごと、地域ごと、時代背景ごとに判断の基準が違ふからです。これは道徳が悪いと言っている訳ではありません。道徳と科学は扱い方、判断の仕方が全く違ふのです。これを一緒にあつかうと判断を間違ふ、あるいは判断できなくなります。これは危険なことです。アフリカの途上国に環境問題の話をする、現地の人からは「せめて公害が欲しい」という声がよく聞かれますが、これに道徳が絡んだら解決のしようがありません。</p> <p>また科学は常に進化しており、一定していないことも事実です。何をもちて科学的だ、合理的だ、とするかは常に最新の情報によって考えていなければならないことです。つまり必要十分な情報を常時入手できる仕組みが基盤として必要です。その1つの手段が情報公開です。但し情報公開は害もありますので、その対策も必要です。</p>	宇野 哲夫
<p>法律の内容およびその有効性について、広く公報する。</p>	NPO法人環境文明21

<p>現場において環境教育をおこなうと、理想と現実の格差に戸惑います。環境へ悪影響を与え、社会の持続性をあやうくすることがら(環境問題)を子ども達に伝えながらも、自分自身の生活の中では環境への負荷を減じることができないこと。そして、理想(環境教育)を受けた子どもたちが、それぞれの生活の中で理想と現実の狭間で戸惑うことが予測できること。そのような悩みをかかえながら、現場では環境教育が行われているのが現実です。しかし、なんらかの形で環境教育を行っていかねばならないことを感じ、試行錯誤を繰り返しながら、地域教育の現場では環境教育が行われていることをご理解いただき基本方針へは地域教育現場の意見を反映していただきたいと願っています。</p>	<p>NPO教育環境 コーディネーター事業 代表 一瀬 泰啓</p>
<p>5月10日に開催された第1回の基本方針作成に向けた懇談会で配布された資料の中に、「今後の環境教育の充実強化について」(資料1)がある。ここでは、持続可能な社会の構築に向けた取り組みを促進するために、5つの項目が重要であると示されている。環境に対する関心を喚起し、共通の理解を深めさせ、意識を向上させ、参加の意欲を高め、問題解決能力を育成すること。これは、1977年に旧ソ連の都市トビリシで開かれた環境教育に関する政府間会議で採択されたトビリシ宣言(環境教育の5つの段階が示された)に合致するものであり、妥当であるが、日本の実情は第1、第2の段階ないしは第3の段階までがある程度充実しているものの、第4の参加意欲と、第5の問題解決能力の育成が大きく不足している。逆に言えば、わが国は主として最後の2段階を念頭に置きながら、本法律の機能を発揮させることが求められるとも言えるかも知れない。もちろん、最初の3段階は今後とも変わりなく必要とされるが、第3段階から第4段階へかけてのギャップを超えるような仕組みが今、真に求められていると思われる。</p>	<p>大倉 寿之</p>
<p>法律ができたことにより、市民、行政が推進してきた環境教育・学習が活発になることを期待しますが、法律の内容が理念的であるため、基本方針の中では、「...を目指す。」という書き方ではなく、目指すためには何をすべきかを具体的にできるだけ詳細に示してください。</p>	<p>川崎市役所 環境局 環境調整課 吉川 サナエ</p>
<p>あくまでも基本的事項であることから、活動を制限するような事項は極力回避する。 保全意欲の増進及び環境教育の推進については特に、継続性と地域性を重視する必要がある。 安全安心とともに多様性の確保に重点を置く。(例、緑化材として外来種を多用することにより外来種問題が発生している。このようなトレードオフについての配慮を検討すべきである)</p>	<p>環境カウンセラー(事業者部門) 江口 恒夫</p>
<p>国民の一人ひとりが「消費者」として環境への責任と役割を自覚し、環境に配慮した消費行動ができるようにする。 <背景と理由> 法律の第一条でうたう「環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会を構築する...」という目的を達成するためには、経済主体である国民が環境への責任と役割を自覚し、持続可能な消費とライフスタイルに変えていくことが必要不可欠である。 しかし、環境教育の現状を見ると自然保護などに比べて経済や消費者の視点の教育が極めて弱いと言わざるを得ない。分別・リサイクルの学習や環境家計簿による学習なども行われているが、廃業時や使用時に限定されている。さらに、教室の学習のみならず現場で事実を学ぶことも大切。 国内外の資源採取や生産プロセス、そして輸送まで含めたライフサイクル全体にわたる環境影響を学習しなければ、「木を見て森を見ず」であり、根本的な問題解決に向けた意識が形成されにくい。</p>	<p>グリーン購入ネットワーク(GPN) 代表 中原 秀樹</p>
<p>「環境保全に取り組む意欲を高める措置や環境教育の推進」はあくまでも目標であり、「持続可能な社会作り」が目的である。本来の目的を明示すること。 国は環境教育の内容に関して関わるべきではない民間の自主的行動に任すべきである。当然国が環境教育を実施する必要もない。 国が行うべきことは、民間の自主的団体や個人に対してやりたい持続可能な社会作りに向けての環境教育が実現できるようサポートする仕組みを構築することである。</p>	<p>向達 壮吉</p>
<p>人権教育において実施しているように、学校・職場・地域などあらゆる場面での環境教育を推進する。</p>	<p>財団法人公害地域再生センター(あおぞら財団)</p>

<p>(第1条 目的 について) 持続可能な社会のために 「持続可能な社会」がどのようなものであるかを、具体的にイメージすることは難しいが、「健全で恵み豊かな環境」「環境の負荷の少ない健全な経済の発展」とはどのようなことなのかを明確にしたうえで、現代の課題の認識、将来の理想像を国民や民間団体で共有することが必要と思われる。 また、「持続可能な社会のために」必要なことのいくつかは、すでに明確になってきている。たとえば、人間生存の基盤であり、豊かな生活・文化・精神の基礎である、「生物多様性」が保全されなくてはならないこと(生物多様性条約国家戦略)。地球上の生態系の、健全性・総合性を保全し、保護・回復することが必要であること(リオ宣言)、などである。 さらに、本法律をつくらなくてはならないほど環境問題が深刻化しているわけだが、そうさせたのは人間であり、人間がもっている「環境を変化させる力」の大きさを十分に認識し、注意深く扱うことのできる人を育てることが必要となっている。</p>	財団法人日本自然保護協会 志村 智子
<p>「持続可能な社会」の具体的な提示等 本法の目的や基本理念で示されているとおり、私たちは、今まで自然の資源(生物資源及び地下資源)をもとに、第一次産業や第二次産業など各産業を営み、社会を形成してきました。これからは、私たちの生存基盤である自然生態系が持続できる経済、社会へと変えていくことが求められています。日本国内で「持続可能な社会」という言葉が漠然と使われている中で、教育を通して目指すべき私たちの生活や社会のあり方、考え方をより詳細に示し、広く国民の共通認識を育むことが大切になります。 基本方針では、持続可能な社会の姿についてより具体的に示し、その概念を踏まえて国民、民間団体等の自発的活動、行政における支援措置がなされるよう、明記することが望まれます。 NPOが自立できる仕組みづくり 各地域で、環境保全及び環境教育活動を推進するにあたり、人材育成や地域の各主体の橋渡しの役割を担うNPOの存在は欠かすことができません。 今後、NPOが地域の核となり、より積極的かつ継続的な活動を進めていくためには、活動資金の確保が不可欠となります。政府としては、NPOに対する財政的な支援や税制上の優遇措置について検討することが望まれます。</p>	財団法人日本生態系協会 会長 池谷奉文
<p>[全体に対して] 方針を立てる際に、具体的事例を挙げてほしい。 努力義務ばかりでなく、実効性が見込まれるよう心がけてもらいたい。</p> <p>[環境の保全に取り組む意欲を高めるための措置] 基本的な事項について 日本社会、とりわけ市場を環境配慮型へシフトさせることが重要だろう。しかし、ここで経済に悪影響が出ないように気をつけなければいけない。日本は先進国のひとつとして、これから発展の道を歩む途上国に対して経済に悪影響の出ない環境配慮型社会のモデルを示さなければいけないからだ。経済に悪影響を及ぼす環境配慮は途上国においても、経済を重視する国においても受け入れられない。環境と経済の両立の模範を見せることは大きな国際貢献につながるはずである。そのためには、まず遅過ぎず早過ぎない環境ビジネスの参入が必要だろう。早すぎる変化は歪みを生じさせる危険が高く、それには配慮すべきである。 また、環境ビジネスだけでなく、既存のビジネスを環境配慮型に変えることにも力を入れてもらいたい。</p> <p>[環境の保全に取り組む意欲を高めるための措置] 政府が実施すべき施策 どのような環境政策をするにしても、他の政策との関係・連携に気をつけてもらいたい。 環境政策を単発で行うだけでなく、他の分野の政策と絡めて行えば社会的な認知度も高まり、より大きな影響・効果が期待できる。 現在導入が議論になっている炭素税など環境税による税収を所得税の減税に回すのも良いだろう。 また、環境ビジネスの振興のため、利益となりうる環境ビジネスの紹介・広報を行ってほしい。 ベンチャーを志す者の集まる団体や大学、既存の企業に対してそういった情報提供が必要だと思われる。 海外から輸入された木材を使用した割り箸、ペットボトル、ビニール袋など、現代には便利だが環境に優しくないものが溢れかえっている。 この利便さは否定しないが、環境税などにより政府が主体となってこれらの使用を抑えるインセンティブを与えてほしい。 利便性を享受してもしなくても、環境に配慮してもしなくても負担は同じという状況では環境問題はいつまでたっても解決しない。</p>	酒井 一樹

<p>「環境」は自然環境だけでなく、人間環境・社会環境等も含まれると思います。換言すれば、上述した流れで、環境の現状を多くの国民が認識し、教育現場において、環境へ目を向けるきっかけづくりに主眼をおいた教育手法が構築されても、意識変革され、自ら行動に移した子供達に対する親や周りの人間環境が変革されないと、大きな広がり期待できません。</p> <p>よって、「環境」とは環境教育や環境保全だけでなく、人間環境、地域社会の関係なども「環境」に含まれることを国として認識・告知し、意識変革された子供達をフォローする必然性を告知していただくことをお願い致します。</p> <p>今まで述べてきましたように、「環境」は教育や保全への積極的な取り組みだけでは環境は改善されません。</p> <p>よって、いわゆる環境教育や環境保全活動が必要と考え、危機感を持っているNPOだけでなく、地域社会や人間環境を改善する活動を実施しているNPOや各種団体、地元企業、各自治体などが、地域ごとにコンソーシアムをつくり、お互いの強みを活かしながら、大きな活動を実施していくことが必要と思います。</p> <p>国として、環境教育や環境保全活動にとらわれず、大きな枠組みでの「環境 = エコロジーではなく、エンバイロメント」に関するコンソーシアム制度構築支援をお願いしたいと存じます。</p> <p>企業はその企業が持つ技術や製品を提供し、自治体は実践の場を提供し、教育現場はそこで活動し、実際に活動プログラムを提供・構築するのは各得意分野のNPOが実施すれば良いと思います。この大きな枠組みがコンソーシアムとして、まずスタートすればと考えています。</p>	<p>特定非営利活動法人グリーン・エンバイロメント</p>
<p>21世紀は、IT技術の社会と言われていますが、国際問題がより顕著になってきており、環境と教育のあり方を政府で議論し、法整備を実施して頂きたいと考えております。又、環境全般についての教育、義務教育の教育、会社での教育、財団の活動の促進の為の教育の法整備も必要だと考えております。</p> <p>又、環境全般とは、教育のあり方、教育の存在の意味、地球環境保全の為の教育のことです。これらの教育に関しての情報のデータを管理し、世界的な環境教育情報ネットワークにする為の法整備が、現在では必要不可欠だと考えております。教育に関して国際連合での検討を行い、世界的に教育に関するネットワーク社会を目指す為の法整備も必要だと思います。</p>	<p>田川竜一</p>
<p>1 本法律が規定する「環境保全活動」「環境教育」は限定的なものであることを明記する。</p> <p><理由> 環境保全活動や環境教育の定義や範囲は「環境」の定義・目的などとも関連して、本法律に規定されているものより広範囲なものであり、現実にも多様な形での実践が展開されている。本学会でもそうした状況を受け入れながら環境教育(の定義、目的、目標など)の研究・教育活動を行っているし、今後も続ける計画である。</p> <p>近年では、国際的にはテサロニキ会議以来、また国内では環境基本法、環境基本計画などで、環境教育の概念は、「持続可能な社会の構築(あるいは「創造」)のための(または「に向けた」)教育」など幅の広いものとして位置づけられている。すでに多様な形で展開されている環境教育・環境保全活動の発展が、本法律によって制約されないようにすることが必要である。</p>	<p>日本環境教育学会 会長 鈴木善次</p>
<p>2 本法律に関わる諸主体の責務に関する条文に見られる“非義務的規定”を、より実効のあるものにする方策を基本方針で示す。</p> <p><理由> 本条文では“義務的規定(しなければならない)”より“責務・努力的規定(努めるものとする)”という表現が圧倒的に多い。この表現は“現場の活動を拘束しない”配慮としては適切であるが、行政が行うべき条件整備をあいまいにする恐れがある。対照的に昨年から施行されている「自然再生推進法」では義務的規定が多い。本法律の基本方針では実効をあげるための方策(例えば、ISO、グリーン購入、助成金等の既存の施策と組み合わせるなど)が多様に盛り込まれることを期待したい。</p>	<p>日本環境教育学会 会長 鈴木善次</p>
<p>環境保全意欲の増進と環境教育の推進について</p> <p>京都議定書から10年がすぎても、目標の達成はおろか、目標に近づくことも出来ていないのは環境の保全や環境に対する認識や理解が国民に伝わっていないのが元因なのです。環境問題のような全国民が理解し認識しなければ目標が達成できない問題は少数の専門家よりも、多くの関心のある市民を育てることが重要です。その為には紙やマスメディアでの広報のみでなく、人から人へ、地域から地域へ、親から子どもへ、などのネットワークによる伝達や広がりが必要です。その為の核になる人材の養成や組織の構築、活動や情報の中心となる拠点、人づくりのための政策や、施策が必要です。これからそれらを作るのはたいへんな事業になるので、現在活動している民間の団体や組織と連携をし早急に人材や組織を作るのが大切です。</p>	<p>ネイチャークラブ東海代表 篠田 陽作</p>
<p>1 本法に言う「環境教育」の定義は、国際的にも国内的にも、きわめて特異なもので、この法をもって環境教育一般を規定できません。</p> <p>(1) 法第2条3項が「環境教育」を、「環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう」と定義していることは、大きな問題と言えます。このような定義は、世界はもとより、国内における一般的な環境教育の理解とも相容れることのない、きわめて特異なものです。わが国においては、1999年12月24日の中央環境審議会答申「これからの環境教育・環境学習 - 持続可能な社会をめざして -」において、環境教育は「持続可能な社会のための教育」として位置づけるべきである旨が報告されており、徐々にこのような理解は広まりつつあるように見受けられます。まして法は、第1条(目的)の冒頭でまさに、その「持続可能な社会」の構築のためにと触れています。にもかかわらず、法が環境教育の内容を環境保全というきわめて限定された事項に限定していることは、奇妙なことです。それゆえ、この法律をもって環境教育一般を規定したり、議論することがないように注意する必要があると考えます。</p>	<p>フォーラム「環境教育推進法を考えよう!」 安藤 聡彦</p>

- 2 本法の基本理念は、自然体験・自然環境保全に偏り、また、国内の環境破壊の歴史と現実を無視するとともにグローバルな視点を欠いています。法の基本理念として、第3条の2項で自然体験活動の重要性だけが、加えて3項で自然環境保全だけがとりあげられていることも、大きな問題と言えます。何よりも、わが国は1960年代以来他国に類をみない甚大な環境破壊を経験してきており、私たちはその全てを克服できていないばかりか、今日さらに新たな環境問題が様々なかたちで発生してきています。また、わが国は自然資源の多くを他国に依存しており、当地における環境破壊や様々な環境問題に直接・間接に影響を与えています。それゆえ、わが国における環境教育には、わたしたちの身近な暮らしが外国、ひいては地球的規模の環境問題とさまざまに結びついているという、グローバルな視点が不可欠であると言えます。ところが、法の基本理念は、地域の自然環境の保全やそこでの体験に終始しており、グローバルな視点を全く欠いています。このような基本理念の元に行われる活動は、必然的に、地域の自然のみに注目しがちとなるでしょう。それらがあたかも環境教育の中心的部分であるというような誤解を招くことに、環境教育関係者として強い危惧を覚えるものです。
- 3 「国連持続可能な開発のための教育の10年」への対応は、この法をもってはできないため、別に検討する必要があります。一方、この法による環境教育の定義では、日本政府がさきのヨハネスブルグサミットで提案した「国連持続可能な開発のための教育の10年」(2005～2014年)を推進していくための国内法の整備という課題に対応できないこととなります。それは、「国連人権教育の10年」(1995～2004年)については、不十分ながら「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(2000年)及び「人権教育・啓発に関する基本計画」(2002年)が制定され、また「人権教育・啓発白書」(2003年)が刊行されたという経緯とも大きく異なります。ほぼ時期を同じくして、きわめて似通った課題への対応を迫られる自治体や事業所、市民やNGOに混乱を招くことを懸念するものです。

基本的な事項

意見	名前
<p>基本方針では、まず冒頭で、「環境保全活動、環境教育の推進については、国民一人一人が積極的に取り組むことがもっとも大切であり、国等はそれを助けるために様々な施策を行うのであり、国民一人一人が意識して自ら行動してほしい。」ということ国として強く呼びかけていただきたいと思えます。環境に対する取り組みは本来、それぞれの個人が自ら行うべきものであり、この法律は、あくまでそういった取り組みを支援する法律であるべきだからです。</p>	石井 誠治
<p>地球環境問題が人類の存続にかかわるほどにまで深刻化しているなか、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が施行されたことは、ようやく今という感は否めないものの、評価できる。しかしながらこの法律は、環境教育を確実に履行する責務まで踏み込まず、努力義務を掲げたに留まっている、と感じられる。</p> <p>「生まれたときから人権はあります」と謳った人権教育は、学校・社会教育のなかで、取り組まなければならない制度としたことで、それなりの成果をあげてきた。地球環境問題の本源は、ヒトが自然の仕組みを顧みなかったことにある。「生まれる前から必要な環境」も、学校・社会教育のなかで「やらなければならない責務」に制度化して、自然界の一員であるヒトが如何に行動すべきかを共に考え、ヒトの存続基盤である地球の本質を的確に認識し、今が恵まれすぎた状態であるにも関わらず更に便利・快適を追求する現実の異常さを理解させなければ、日本学術会議第132回総会声明が警告したように、人類文明が滅亡の危機に頻することは免れないだろう。</p> <p>今回作成する基本方針では、是非とも環境教育を履行義務に位置付けていただきたい。</p>	一本松町役場 生活環境課 高田 義隆
<p>大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とする今日の私たちの社会は、有限な地球の資源を浪費し、かけがえのない環境の持続性を損なっています。また、そうした社会では、精神的な豊かさよりも物質的な豊かさ、人間的な価値やゆとりよりも経済的な効率や利便性が重んじられ、個人・家庭・地域・学校・職場などあらゆる場面で人間社会の持続性さえも損なわれています。</p> <p>こうした社会のあり方を見直し、環境、経済、人間・社会のバランスが取れた持続可能な社会を構築していく必要があります。</p> <p>そのためには、私達を取り巻く様々な環境問題の現状を理解し、その要因を自らの日常生活や仕事、さらには個人の価値観や社会経済のあり方と関係付けて捉え、持続可能な社会の構築に向けて自ら選択し・行動できる人材をつくること、すなわち「持続可能な社会をめざす環境教育・環境学習」を進めることが重要です。</p> <p>持続可能な社会をめざす環境教育・環境学習は、学校・地域・職場など全ての場面で行われるものであり、こどもから大人まで、その年齢や地域の自然・社会・歴史的条件等に応じ、幅広い領域で横断的に行われるものです。</p>	NPO法人環境文明21
<p>自然破壊や環境問題を自分の問題として受け止めるようにすること</p> <p>自分たちの住んでいる地域の、身近な自然の有している価値を知らないで暮らしていることは多い。遠くの世界遺産的自然だけではなく、身近な自然の価値についての理解を向上させる必要がある。地域の自然はあたりまえの存在として顧みられることなく失われてきた歴史を思いたい。</p>	大倉 寿之
<p>持続可能な消費やライフスタイルの推進に向けた調査研究、自治体や非営利組織によるモデル事業実施の支援</p>	GPN 代表 中原 秀樹
<p>生物多様性の保全を踏まえた、活動の推進、支援措置の展開</p> <p>現在、日本国内では、NPOや行政等が主体となって、様々な自然環境の保全活動及び自然体験活動が行われるようになりました。私たちが、自然環境の保全や学習活動を行う場合には、生物多様性条約(1992)に明文化されているとおり、各地域に本来ある「遺伝子」「種」「生態系」「遺伝子」「景観」の多様性の保全・回復を目的に活動を展開することが重要となります。</p> <p>但し、日本国内の関連した多種多様な取り組みのなかには、以下に挙げるような誤った自然観のもとに実施され、自然生態系の破壊及び誤った自然観を植え付ける事例も見られます。</p> <p>< 自然生態系の破壊を引き起こす活動の一例 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境での園芸外来種の緑化活動、花いっぱい運動 例)コスモス(メキシコ原産)などの園芸外来種による緑化活動 ・他地域から動物を持ち込み自然に放す活動 例)他地域から持ち込んだホタルやカブトムシ、アユなどの放虫、放流活動 <p>基本方針で、自然環境に関連した自発的な活動、また行政の支援措置を講じる場合には、生物多様性の保全・回復を踏まえて検討、実施される旨を明記することが望まれます。</p>	財団法人 日本生態系協会 会長 池谷奉文

<p>現在の環境教育指導者の活動の場が広がるか？</p> <p>各地域の環境教育指導者たちの活動の場を拡げられるかどうか、法第8条「都道府県及び市町村の方針、計画等」が実質的な有効性を発揮できるかどうかにかかっていると思います。努力規定ではありますが、この条項による自治体の環境教育実施計画が、ESD実施計画とならび、自治体総合計画に関連する形で立案される事により、これまで比較的軽視されてきた自治体における環境教育が充実する可能性があります。この事に関連し、国には、基本方針等に、自治体環境教育計画の策定を促進するための奨励施策の充実を求めます。</p> <p>なお、こうした計画の策定にあたり、地域の環境教育指導者が参画できるよう求めます。</p>	<p>社団法人日本ネイチャーゲーム協会</p>
<p>財政上の措置等(第22条)</p> <p>税制措置</p> <p>国民、民間団体等の自発的取り組みで得た報酬の一部または全部を当該活動に寄付した場合は、非課税とするよう税制上の措置を講じてください。</p> <p>また、本法に基づく環境保全活動を行う特定非営利活動団体は、同様の扱いとしてください。</p> <p>都道府県、市町村は、自然的社会的条件に応じた環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針、計画等を作成するに当たっては、環境カウンセラー等の意見を聞くようにしてください。</p> <p>配慮等(第24条)</p> <p>地方公共団体は、環境保全の意欲の増進又は環境教育を行う国民、民間団体等の自立、公正性及び透明性を確保に必要な措置を講じてください。</p>	<p>特定非営利活動法人環境カウンセラー全国連合会 先崎 武</p>
<p>国民、民間団体等の責務(第4条関係)</p> <p>環境保全活動及び環境教育を自ら進んで行うよう努め、また、他の者の行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育に協力しやすい環境の整備をしてください。</p> <p>先駆的環境保全功労者の評価をしてください。</p> <p>心ある市民は本法制定前から、周辺の障壁(非協力・無視・偏見)を克服して環境保全に取り組んできました。これに対する正当な社会的評価、なんらかのインセンティブが必要。</p>	
<p>当NPOは、企業の協賛金によって、参加者(受益者)に費用負担が無い、環境教育事業を実施しています。企業は協賛金を出すために、この事業を当該企業の環境貢献活動として位置付けます。よって、当該企業の社員も環境貢献活動として環境教育事業に参加しますが、ボランティア社員という位置付けで、かつボランティア休暇が無い企業は、業務時間外に実施となり、参加者は限られます。</p> <p>結論として、国として積極的にボランティア休暇を制度化していただくことをお願いしたいと存じます。</p> <p>環境教育や環境保全に積極的に取り組むためには、環境の現状を把握し、各自の意識変革が達成できないと積極的に取組みはなされません。国として、積極的に環境の現状を国民に告知するだけでなく教育現場の方々にも、現状を深く理解していただく制度を構築していただくことをお願いしたいと存じます。(もっと専門的知識を持っていただける制度を構築して欲しいということです。)</p>	<p>特定非営利活動法人グリーン・エンパイロメント</p>
<p>行政(国・地方自治体)は環境保全活動・環境教育にかかわる国民・民間団体などの主体的・内発的な活動を促し、その活動を保障、支援することを基本方針に明記する。</p> <p><理由> 民主主義社会における法律にもとづいて行われる活動として、また環境保全活動・環境教育のもつ性格(意識の変革と意欲の増進など)から見ても、個人の尊厳と内発的な意思を重んじることが大切であり、したがって、行政(国・地方自治体)はそれを支援するという形(すなわち“条件整備”)に徹することが望ましい。</p> <p>本法律が規定する「環境保全活動・環境教育」と「国連・持続可能な開発のための教育の10年(DESDE)」における「教育(ESD)」との関係、見通しを基本方針で明らかにする。</p> <p><理由> 上記(1)とも関連するが、「DESDE」の事業と本法律との関係が明確でないまま実施に移されたときに、さまざまな矛盾が生じる可能性がある。それをどう解決するかが懸念される。とりわけESDも本法律も主要な所管を環境省と文部科学省が担うことになり、両事業の整合性を図る必要が生じるであろう。</p>	<p>日本環境教育学会 会長 鈴木善次</p>

<p>今回の法律では「環境教育の定義」が明確ではないと思う。実際、多くの環境教育はその内実「人間社会環境保全教育」であり、私の考える環境教育とは、「地域自然生態系保全環境教育」である。その意味で人間と自然の位置付けを考えるべきであり、別の言い方をすれば「地域固有生物多様性保全とこれを継続的に利用していく(掟(ルール)づくり、規範(マナー)づくり、合意作りの教育」に他ならない。その基本的な理念が不明であるとすれば、問題と思う。</p> <p>人の為とは(偽り)であり、真とは(人を自然に奉げる意)のことである。人のためだけの環境教育では、共生はおぼつかない。人間の自然に対する態度を再び考えない教育で在れば根本が問題であろう。</p> <p>また、これを資格とし、各省庁で認可するのは自然に対してよいことなのであろうか。</p> <p>山伏の口上「六根清浄、懺悔、懺悔(または散華)」は眼根、耳根、鼻根、舌根、身根、意根を清浄にすること。「五感」と「身体」と「意」を魔(欲望)から払い自省し自然と付き合うことを唱えている。「まほろば」という言葉も実は「魔払う場」清浄なところから来ていると思う。</p> <p>考えていくべきことと思う。</p>	<p>日本自然環境専門学校</p>
<p>本法は、意見を募集する過程を欠いたまま、拙速のうちに成立しました。所管する5省は、基本方針策定にあたって速やかに議論のための材料を提示すべきです。この法は外見上、「環境保全活動の活性化方策について(中央環境審議会中間答申)」(2002年12月)をベースにしているように見えます。この答申の策定過程においては、NGOや専門家などからも幅広く意見をとり入れたことが発表されています。一方、この法は、議員提案であった上、与野党の密室協議によって調整され、国会への上程から成立までわずか4日間、審議は衆参両院の環境委員会ですれぞれ1時間ずつ、法案が国会のウェブページ上で公開されたのは成立の前日でした。極めて拙速のうちに成立した法であり、多くの環境教育実践者にとって寝耳に水のものでした。成立以来、環境省は説明会等を繰り返し開催していますが、完全施行がわずか4か月後に迫っているにもかかわらず、他4省については、ほとんど動きが見えてきません。所管する5省がそれぞれ、速やかに議論のための材料を提供することを期待します。基本方針の策定のための意見募集がここまでずれ込んでしまい、「事務局」主導の懇談会運営となることを懸念するものです。</p> <p>地方自治体の方針・計画を地域の現実から出発して策定するためにも、政府が定める基本方針はできるだけ大綱的なことに限り、後は地方自治体に委任すべきと考えます。</p> <p>地方自治体のうち都道府県と政令指定都市のうち約8割は環境教育・環境学習に関しての方針を過去に策定しています(環境省調べによる)。このことから、これら自治体に関する限り、今回の法による自治体による方針・計画策定の努力規定(第8条)は、いわば屋上屋を重ねるものと見えます。一方、残念ながらこれらの方針が十分に機能しているとは見えないことも事実です。形だけ策定しても機能しないのですから、各自治体が本法を受けて拙速に策定することは避けなければなりません。地域に根ざした方針・計画とするためには、政府が作成する基本方針はできるかぎり大綱的なものとし、地方自治体の裁量に委ねるようにすること、また、地方自治体でのそうした方針・計画の策定にあたっては、これまでの当該地域で環境教育にかかわる様々な努力の成果を反映しうるようにするために、幅広い層の積極的関与を要請する等の配慮が必要となります。地域ごとに、時間をかけ、広く市民やNGO、教師や社会教育関係者、事業者らの参画を得て、まずはその地域の環境の現状を把握し、どこがどのように持続不可能なのか、それぞれの主体に何ができるかを認識し、他の主体や地域に何を期待・依存するのかの認識が共有されることが必要でしょう。</p> <p>それだけのプロセスを経れば、おのずと地域特有の課題と、各地で共通の課題とが峻別できてくると思います。当然、時間がかかります。そのうえで初めて、法令で規制すべきこと、事業者やその団体が自主的に調整すること、自治体や国が指導すべきこと、そして狭い意味での「教育」に期待できることなどが見えてくると思われます。</p> <p>基本方針は法の規定を超えて地方自治体や国民、事業者に何ら義務を課すようなことはできないことを確認しておきます。</p>	<p>フォーラム 「環境教育推進法を考えよう！」 安藤聡彦</p>
<p>生物多様性条約やラムサール条約などの国際環境条約では、締約国各国において条約の実施ならびにそれによる環境の保全を推進するためにCEPA(広報・教育・普及・啓発)プログラムを構築して取り組むように締約国会議で採択されています。わが国においても「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進」のためには地球規模での取り組みであるこれらの国際条約をきちんとその背景に位置づけて進めることが大切だと思います。従って、これら国際条約にかかるわが国のCEPA(広報・教育・普及・啓発)プログラムを「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針」のなかに位置づけて予算措置を講じて推進するといいいのではないのでしょうか？</p> <p>すでに各条約のCEPA(広報・教育・普及・啓発)プログラムには取り組んでおられるはずだと思いますが、市民には、そこでいったい何が進められているのかまったくわかりませんし、成果があがっているようにも見えません。</p>	<p>宮林 泰彦</p>

学校教育及び社会教育における環境教育

意見	名前
<p>環境分野に係る研究者、教育者、活動家などのOB(シルバー)人材を活用する。</p>	<p>江口 恒夫</p>
<p>環境教育に必要な条件を列記する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1: 年少者から教育する。 2: したがって、義務教育のカリキュラムの必須科目に入れる。 3: 小学校から高校までを必須とする。 4: 各大学に環境学部を設ける。 5: 環境専門の教員を養成する。 <p>教育大学に環境の教員を育てる部門を設置する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 6: 環境教育はやはり組織立った学校で教育すべきである。 <p>何を躊躇しているのか不思議でない。</p> <p>その準備が出来るまでは、環境カウンセラーや経験者を使って地道に実施すべきものと思う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 7: 環境に関心の深い方から、環境教育指導者を認定し、一定のレベルで、間違いのない環境の変えなしを、辻説法のごとく話していくといい。 8: 文部省が動かないなら、環境省で独自に全国組織を作る必要がある。その配下に環境団体が入ることになる。 9: 教育の内容は 節約儉約の精神 ものを大切に作る心 自然体験 <p>そのほかにももちろん地球環境の状況を面白く正確に伝えることが必要。</p> <ol style="list-style-type: none"> 10: 市民に対する教育 <p>A・企業に環境教育専門家を配置して企業経営の一環として社員教育を実施する。 B・市民に対しては、自治体の指導を義務化して、自治体主催で、環境セミナーを繰り返し実施する。 手本として、国・自治体の環境教育を徹底する。</p>	<p>NPO法人大阪環境カウンセラー協会 高井 茂</p>
<p>1 環境という概念が変化している状況の中(昔は環境とは公害防止という狭い概念だったと思います)、これまで行われてきたことや、現在行っていること、そしてこれから予想されることなど、的確な情報を子ども達にわかりやすく伝えることが大切だと思います。更には、知り得た知識や体験などをもとに、子どもたちが地域社会に貢献できる機会を設けることで、学習したことを活動に結び付けることを体験できる教育システムが必要だと感じております。</p> <p>また、これまでの教育指導員養成における反省…多くのことを指導員にもとめたために、教育プログラムを修得することに始終してしまい、実際の教育活動にはほとんど結びついていない状況があります。…をもとに、養成した指導員が学んだ環境教育プログラムを活用して、すぐに活動ができるシステムの構築が必要です。</p> <p>2 現在の環境教育推進法では学校教育における環境教育が重視されています。しかし、以下の理由から地域教育を中核にした環境教育体制の構築が重要であると考えます。</p> <p>地域教育の方が地域社会への貢献活動に結び付けやすい。</p> <p>刻々と変化する環境教育プログラムを全て修得することは困難であり、ひとりの教師が固定された受講者に実施する環境教育では効率も効果も低くなる。その点、地域教育であれば指導員は限られた環境教育プログラムを修得しさえすれば、多くの子どもたちへの教育が可能であり、変化する情報にも機敏に対応することができる。</p> <p>ただし、地域教育で学んだことは試験や受験に活かすことができないため、子どもや保護者へのインセンティブに乏しい。地域で行われる環境教育や環境活動体験で得たものを、子どもたちは受験制度のなかで活かすことができるシステムが必要である。</p> <p>なお、地域教育とは、学校教育以外の地域の子どものための教育を示しますが、PTA活動、町内会活動(祭りへの参加も含む)、公民館・NPO・企業等が主催する教育事業を示します。</p>	<p>NPO教育環境コーディネート事業代表 一瀬 泰啓</p>

<p>3 受験の中で、地域で行われる環境教育や環境活動を活かすことができるシステムの構築 例えば… 入試問題で「あなたが地域の中で行った環境活動」というテーマの課題を推奨する。 環境問題の事例集の作成 環境問題採点者(記述式用)の育成</p> <p>4 各地で行われている環境教育活動の評価 地域教育はNPO活動やボランティア活動として行われていることが多く、低いコストで行うことができるにもかかわらず、その活動の効果が適正に評価されることが少ない。そのため、同じ教育レベルの環境教育を現在の公的な教育体制で行った場合や、営利企業に委託した場合のコストとを比較するなど、NPO等が行う環境教育の効果を適正に評価するシステムが必要と考えられる。</p> <p>5 環境教育スタッフの拡充・活用 環境教育指導員、コーディネーター、環境教育主催者、環境教育支援者(教材の提供などを行う作業所等)、環境教育プログラムの開発者、環境問題採点者などの、スタッフ機能を明確にした上で、それらの養成や、活動の機会の提供、各組織・個人が機能補完をするための連携推進を行う必要がある。</p> <p>6 受講者が環境教育にあつまる施策 地域教育のなかで環境教育を推進するためには、小学生の母親層をターゲットにしたマーケティング活動が必要である。 そのための調査・研究(彼女たちの環境意識など)を行い、効果的な広報活動(チラシ、HP、放送)を実施し、その効果(その広報活動により子どもを環境教育に参加させた割合など)を調査し、効果的な広報活動を展開する必要がある。</p>	
<p>政府は、中央官庁に環境教育の専門官、地方の教育委員会に専門の指導主事を置く。</p> <p>政府は、環境教育に関する研究機関を設置し、持続可能な社会に向けた環境教育に関する調査研究、モデルとなるプログラム・教材の開発、国内外の情報整備等を行う。</p> <p>政府は、全国の各ブロックに環境保全活動並びに環境教育の推進・情報拠点を置く。</p> <p>政府は、教員養成課程での環境教育の履修の義務付けや現職教員の研修などにより、教員の資質向上に必要な措置を速やかに講じる。</p> <p>政府は、将来的に中学校及び高等学校に「環境科」を設けることを目指して、その検討を行う。</p> <p>政府は、省資源・省エネなど学校現場における環境教育活動の成果を評価し、これを顕彰し広める制度を創設する。</p> <p>政府は、公務員試験や教員採用試験において、環境に関する問題を必ず入れる。</p> <p>政府は、民間団体等が行うプログラム・教材開発等に対して財政支援を行う。</p>	NPO法人環境文明21
<p>自然破壊や環境問題を自分の問題として受け止めるようにすること 自然に親しむこと・守ることの価値を幼年期・青少年期から理解できるように、この層に特に焦点を当てた自然体験企画をさらに充実させていく。いわゆる子ども向けの機会は見受けられるが、青少年に向けて魅力のある企画を練ることが大切である。現代の青少年の心理をつかみ損ねているのかもしれないと感じることがある。これは自然体験企画に限らないかもしれないが。</p> <p>自然破壊や環境問題を自分の問題として受け止めるようにすること 中高年世代への参加機会は引き続き提供し、この世代が気づいていることを、世代を超えて伝わるような仕組みを考える。戦後の家族や地域社会のあり方の変化、生活様式の変化によって、世代間の様々なスキルの伝承がうまくいなくなっているが、自然体験についてもあてはまる。中高年世代への上手な働きかけによって、そのスキルが若い世代にも伝わるようにすることが大切である。</p>	大倉 寿之

<p>環境問題を解決するためには行動を起こさなくてはならないことを理解すること どのような行動が自然を守ることにつながるのか、具体的な行動の事例が知られていない。 自然を守るための行動として、よく例示されるのは省エネとごみの分別であるが、よりたくさん事例を示し、行動の促しをする。環境教育でも具体的に何をすればいいのかまでを示すことは意外に少ないように思われる。現在では、環境に配慮した製品(第三者機関によって認証された製品)や、エコバッグの持参、自然再生エネルギーの選択、社会的責任投資、自然保護活動への資金提供等、徐々に新しい事例が増えつつあるが、まだまだ一般市民レベルでの認知度が不足している。特に、社会的責任投資は、経済的利潤を期待する投資家の中の社会貢献意欲を満たす可能性がまだまだありうる。</p> <p>環境問題を解決するためには行動を起こさなくてはならないことを理解すること 体験学習は、それが大きく不足している場合は、自然に触れるだけでも意味があるが、体験学習を積み重ねた先には問題解決の要素が含まれているようにしたい。この自然を守るため、今起きている問題を解決するためには何をすればよいのかについて考察させる要素がほしい。そして、その場でできるものについては、実際に行動してみることができるようになる工夫があればよいと思われる。</p>	
<p>環境教育・学習の評価手法を掲載してください。</p>	<p>川崎市役所 環境局 環境調整課 吉川サナエ</p>
<p>インセンティブとして地域通過の導入、学校の単位認定、表彰制度などを検討する。</p> <p>環境カウンセラーを活用する。特に事業者部門人材の活用が課題となる。</p> <p>教育系大学の学生、教員を活用する。大学の単位認定も検討する。</p>	<p>環境カウンセラー(事業者部門) 江口 恒夫</p>
<p>学校教育における「消費と環境」教育の必須化、及び必要に応じて教育プログラムや教材開発の支援 [教材に盛り込む内容例] 消費生活に伴う環境影響(エコロジカル・フットプリントなど) / 商品のライフサイクルにわたる環境負荷の考慮(エコロジカル・リュックサックなど) / グリーン購入 / 環境配慮型商品や環境技術(エコデザイン、エコマテリアルなど) / 環境ラベルや表示の読み方(エコマークなど) / 商品が手元に届くまでの輸送負荷(フード・マイルージなど)……</p> <p>学校におけるグリーン購入や環境マネジメントシステム導入(体験学習)のために人材育成を支援</p>	<p>グリーン購入ネットワーク(GPN) 代表 中原 秀樹</p>
<p>「環境学習は生涯学習」「実践と学習は両輪」と、だれもが楽しく活動できる講座を組みたい</p> <p>ボランティアや、フリーマーケットの体験がインセンティブとなって環境についての活動が無理なく生活に沁み込んでいます</p> <p>学習の途中で知り合った仲間、思いの一緒の人とともに活動するためには、共通の環境の知識を得る場が必要です。</p> <p>『楽しい』が環境学習には大切なファクターだと考えます。今まで環境学習の体験は清掃活動やリサイクル活動、エネルギーの節約から始まり、最初に環境学習が楽しくないことや、面倒なことから始まりました。そこで、もっとおもしろいことや楽しいことから初めて自分で考える『気づき』を大切にすることを環境学習のコーディネーターに求められることと考えました。掃除やリサイクルをする気持ちは自分の『気づき』から生まれることに自信を持ちました。</p> <p>環境学習は地域の中で進められていくのが基本ですが、今それを進めるためには人材が不足しています。</p> <p>学校の中で地域講師を生かすためにはコーディネーターが必要です。</p> <p>環境問題をよく知るコーディネーターとして、環境カウンセラーが適当とは思いますが、やはり研修は欠かせません。</p> <p>環境学習を学校で進める問題点1つは、先生方の知識と体験のアンバランスにあります。大きな地球環境問題についてよく学んでいても、身近に環境問題を引き寄せると生活者としての視点が見出せないように思います。環境問題を捉える視点を定めず、全体としての知識のアップを図ることを到達点としているために実践型の生徒の知識が不足します。『気づき』を深めていくことが環境問題の視点を持ち、全体を見る方法としてよいのですが、どうしても知識を授業計画通り進めることに重点が置かれているようです。</p> <p>地球の温暖化防止を進めるには官民一体になり、活動を進めることが大切です。しかし、住民が行政と協働するためには住民の知識と見識が問われます。バランスの取れた考え方を身につけることや、知識を継続して得ることに生涯学習が一番有効な手段です。また、多くの人に自分の学んだことを伝える手段でもあります。</p>	<p>小林 由紀子</p>

<p>自然環境を知り、人がその中からどれだけのものを得てきたか、またこれから得られるのか、現在の問題点はどこにあるのかを知ることが、環境保全の意識・意欲につながり、さらに何をすればいいのか、何ができるのか、考えることにつながります。</p> <p>そのためには、地球環境を理解し、積極的に学習し、伝えることのできる指導者を早急に養成する必要があります。そのためには、まず短期間で習得できるカリキュラムをつくるのが急務だと考えます。またカリキュラムは、指導する対象の発達段階(幼児教育段階・初等教育段階・中等教育段階・高等教育段階)によって、異なるものにならなければなりません。</p> <p>カリキュラムはまた、保全すべきものははっきりさせるため、いくつかの切り口が考えられます。生態系・地下資源・水・空気・土などについて、その重要性を知り、なぜ保全するのかという理論と、体験・実践とが相互に関連し合っ、現状を認識し、問題を考えさせる、そのための指導方法を指導者は習得しなければなりません。たとえば項目として水・空気・生態系・人・温暖化・酸性雨・内分泌攪乱物質・気象変動・エネルギー・世界の環境保全を設定し、必修と選択項目を設けて専門性の高い指導者の資質を持たせるように工夫すること、講師には大学、研究機関、現職教員など、ふさわしい人材を当てる必要があります。</p> <p>また野外での研修を行い、安全を確保しながら対象から学ぶ方法を、実践しながら学ぶことも、組み入れる必要があります。</p> <p>これらの条件を満たすカリキュラムを早急に作成し、指導者を養成する基礎をつくりたいと考えます。</p>	財団法人科学教育研究会
<p>地域の自然、歴史、資源等を生かして環境教育を推進するため、中学校区単位に市民、NPO、企業等が参加する推進組織づくりおよびその支援制度をつくる。</p> <p>国・自治体が実施する各種資格の取得や研修会において環境の保全に関する項目を追加できる事項を調査し、可能なところにおいては環境教育の推進に関する内容を盛り込む。</p>	財団法人公害地域再生センター(あおぞら財団)
<p>(第3条 基本理念 について)</p> <p>何を身につけるか</p> <p>環境教育と呼ばれるもののなかでも、自然環境への配慮や基本的な認識が欠けたものが行われている。“生態系”や“生物の多様性”の概念の理解は、持続可能な社会づくりとも関連して重要かつ基礎的な事項である。学校教育はもとより、すでに社会人となった人々(とくに開発に関与している人々)への再教育の機会が必要である。</p> <p>「体験」を通じて、「感性」をみがく</p> <p>非日常な自然を体験によってリフレッシュすることもときには必要だが、日常的に身の回りの自然とふれあうことによって、環境保全に必要な素養として次のようなことを身につけていきたい。</p> <p>「自然が発信しているサインを見逃さないセンス(感性)をみがく」「自然のしくみ(生態系)を理解する」「自然とのつきあい方(モラル・マナー)を身につける」「自然の中での行動力(危険回避能力など)を身につける」</p> <p>「体験」する自然は、美しくきれいなものだけであってはならない。</p> <p>環境の現状を認識するために、自然体験を貴重な教育の機会にするためには、美しくきれいな自然だけを体験するのではなく、生態系のシステムが大きく損なわれている自然と向き合うことも重要である。また、美しい自然の中にも人間活動の影響は数多く現れている。それは、見る目をもたなければ、また、指導者が見せようとしなければ気づかずにいることが多い。そうしたものこそ、とくに意識して目を向ける必要がある。</p> <p>「体験」する自然は、気持ちのよい楽しいものだけであってはならない</p> <p>子どもの発達において、「危険」との出会い、重要な教育の機会である。「危険を認識し、対処できる方法を身につけさせる」ことができる指導技術を、環境教育にかかわる人材はもつ必要がある。</p> <p>現代では、危険回避能力を身につける機会を持たないまま成長した大人が増えている。回避能力がない場合、自然の中の「危険」を「排除」することを求めるようになる。それは自然の質を低下させることにつながる。「野外での危険とのつきあい方」は、教師・教育者に早急に再教育が必要な分野の一つである。また、それは、自然体験にかかわる指導者だけではなく、たとえば、自然体験施設を設計する技術者などにも必要な教育である。</p> <p>その他の「体験」</p> <p>現在、環境保全活動の体験というと、ゴミ拾いや植林を思い浮かべる人は多い。</p> <p>ゴミ拾いや植林という行為自体は社会的認知を得られてきたので、NGOが実践している次の段階への移行を支援してはどうか。ゴミを拾うという行動が目的化していることが多いが、経済や消費行動のあり方、ゴミに関する政策、など、テーマやその後の行動を進展させている事例は少ない。</p>	財団法人日本自然保護協会 志村 智子

<p>学校教育における環境教育の推進</p> <p>環境問題という人類が抱える最大の問題の解決に向けて、環境教育は、全ての教育に優先するものであると言えます。学校教育における環境教育の推進に向けて、以下の措置がとられることが望まれます。</p> <p>教員に対する環境教育研修の制度化</p> <p>教育には必ずねらいがあります。教員は、このねらいを踏まえて、具体的に授業計画を練り実施します。学校教育で環境教育が進まない理由のひとつには、教員自身が環境教育を進めるに当たり、各発達段階に応じてどのような知識や技能を習得し、如何なる行動を促すことが必要なのか把握できていないことが挙げられます。教員研修を制度化し、共通認識を図ることが望まれます。</p> <p>環境教育ガイドライン等の作成</p> <p>環境教育先進国である欧米諸国に見られるように、環境教育ガイドライン等を作成し、各教科における環境教育のあり方を示すことが望まれます。</p> <p>地方自治体における環境教育推進体制の確立</p> <p>持続可能な社会に向けた取り組みとは、環境や教育関連部署にとどまらず、あらゆる部署に不可欠なものと言えます。あらゆる部署の行政職員に対する環境教育研修が望まれます。その上で、各部署間で、前述した持続可能な社会の具体的なイメージを共有し、具体的に支援措置を講じる際には、各部署が連携を図りながら効果的、効率的に進められるよう、支援体制を確立していくことが望まれます。</p>	<p>財団法人 日本生態系 協会 会長 池谷奉文</p>
<p>【環境教育の推進】 基本的な事項について</p> <p>実践教育の徹底が必要。ただし、ここで環境問題の特定分野のみに関わらせ、「環境」という言葉に対するイメージを偏ったものにしてはいけない。自然教育やゴミ拾いなどの授業もあって良いが、それだけに偏らず、広く環境問題を見渡せる力を養成するよう心がけてもらいたい。</p> <p>国際的な問題など、体験型学習を行うのが難しい分野については講義形式などとなっても仕方ないが、なんらかの形で実施するように義務付けてもらいたい。</p> <p>ゲームなどを通じて教える、あるいはそういったゲームを開発するのも良いと思われる。</p> <p>現在そうした「広く環境問題を見渡せる力」が不足しているせいか、実際に「環境」という言葉への誤解が原因で環境問題に目を向けない人達もたくさんいる。これからは環境教育などによる「環境」という概念の改革が必要であろう。</p> <p>「環境」以外に「持続可能」というキーワードもよく用いられるが、これも環境問題・社会問題への見識が低い者にはわかりにくいキーワードであると思う。国がどんなビジョンを持っているのか示してほしい。</p> <p>その他重要な事項</p>	<p>酒井 一樹</p>
<p>学校のイベントももっと活用してもらいたい。</p> <p>修学旅行等の訪問先の中に不法投棄現場などを入れるなど、「現場」を見せるということが重要。学校主導で工場見学等を行う際には、生産側の工場だけでなく、同じ製品の廃棄・リサイクルなどの処分を行う工場もセットで見学できるようにしてほしい。消費と違い廃棄には金銭的負担が感じられにくいのが、実際には廃棄には影で莫大な費用がかかっている。</p> <p>そのことを実感できるよううまく導いていくことが必要である。</p> <p>その他重要な事項</p> <p>また、環境教育により環境問題へ興味を持ったものに対して、継続してさらに環境問題に関わることのできる場を提供してほしい。</p> <p>小学生・中学生などもNGOや地方自治体、大学環境サークルなどの活動に参加できるよう支援する、あるいはそういった場についてしっかりと情報提供することによって活動の場、実践の場、研究の場、学びの場に出会えるよう支援すると良いだろう。</p> <p>高校生を対象としてNGOなどでのインターン活動を支援するのもいいかもしれない。</p> <p>「授業でそれでやって終わり」にしてはならない。</p>	<p>酒井 一樹</p>

1 2 3 4	<p>まずは誰にでも取り組めるような問題解決の活動手立てを示し、政府が先頭となって音頭を取り、国民全体で取り組んでいく活動に盛り上げてほしい。その次には、それぞれの環境問題についてのやや専門的な活動を提示していただき、国民がその中から選択して取り組んでいくようなシステムを構築してほしい。ということです。</p> <p>いずれにしても、環境の問題は国の最重要課題です。政府が先頭に立って国民を導いていくことが必要であると思います。</p> <p>学校教育では 小5～中1までのカリキュラムに週1時間の環境の時間を設定し、環境の現状とこれからの体験を通して知らせ、その解決について考えさせる。 中2～高等学校ではカリキュラムにボランティアの時間を設け、環境問題解決について体験する機会をつくる</p> <p>社会教育では 自然の美しさ、不思議さを実感し自然を大切にしようとする気持ちを育てるために、いつでも誰でも身近に自然に触れることができる施設を充実させる。 自然を案内するインタープリターの育成と、それがいつでも機能するようなシステム・組織作りをする。 以上のことをぜひ、早急にやっていただくことを切望しています。</p> <p>国民の意欲を喚起するためには、まず国(政府)が「仕掛け人」となって国民をリードし、国民の活動力を育てていくことが必要だと思います。国の指導力に期待しています。</p>	佐竹 義雄
	<p>環境教育の推進に当たってのeラーニング等情報メディアの活用について</p> <p>環境教育の国民各層への徹底的浸透のためeラーニングの高度利用を基本方針において明確化するよう要望します。 法律第10条において規定されている環境教育の努力義務を実効あるものとするための枠組みを提示することを要望します。 具体的には、広汎な国民各層に対して今後ますます普及が見込まれるeラーニングを利用した環境保護意識の醸成、知識の付与を推進すること、そのために環境eラーニングの標準モデルの作成と定着のための国の支援、および民間団体の努力義務を基本方針に盛り込むことを望みます。 企業等における環境eラーニング推進の指針と標準モデル 学校教育(初等、中等、高等)、生涯学習におけるeラーニング学習教材の開発促進、支援</p>	篠原 卓三
	<p>環境教育や自然体験活動の社会的認知につながるか？</p> <p>環境教育や自然体験活動への法的根拠が与えられた事は高く評価しますが、まだ国民への周知は不足しているといわざるをえません。特に今後の学校教育・社会教育現場への周知を強く求めます。</p>	社団法人日本ネイチャーゲーム協会 田川竜一
	<p>環境と漠然と言ってしまうと、国際的にも広範囲に渡ってしまい、焦点がずれてしまうことがありますので環境の保全に関しての意欲については、特に、教育に力を入れる必要があります。戦時中の教育勅語、戦後の教育、現在の教育のあり方の認識の反省が必要だと思います。</p> <p>情報化社会でもありますので、教育は、世界に共通したものであり、国際協調としても意欲を高める1つの方法だと考えています。教育は、義務教育だけでなく、会社での社員教育、財団の活動に関するの促進についての教育(勉強)基盤及び教育体制の現在の似合った基本姿勢が必要だと考えています。</p> <p>尚、義務教育、会社での教育、財団に関するの勉強会も必要だと考えております。又、環境に関しても、国際問題等と同じ様に、教育での問題点を国際連合等と協力して教育専用のデータベースを作成し、情報を管理をしながら国際的に教育に重点を置くことも大切だと思います。</p> <p>現在の教育に於いては、環境に関しての教育、義務教育での教育、会社での教育、財団の活動の促進の為の教育にも「論語」の考え方も取り入れた新しい教育のあり方も必要だと考えております。又、教育に関しても、世界的な教育活動も大切だと思います。これらを推進するにあたり、教育に関してのネットワークの構築、それらの情報のデータ管理を行い、国際的に教育の普及も必要だと考えております。</p>	田川竜一
(2) 学校教育	<p>総合的な学習の時間に「環境」学習を組入れる。 地球温暖化推進委員等環境に関する地域の専門家を育成し、学校教育のゲストティーチャーとして、学校に招聘する。</p>	田中 清美

<p>学校教育及び社会教育の実施の際に環境の保全に関する知識、経験等を有する環境カウンセラーが活用されることとなるよう、適切な配慮をしてください。</p> <p>費用弁償 人材活用にあたっては、少なくとも実費程度の費用弁償を行うよう配慮してください。</p> <p>学校教育等における環境教育に係る支援等(第9条第1項関係) 都道府県及び市町村は、国民が、その発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講じてください。</p> <p>環境の保全の意欲の増進の拠点としての機能を担う体制の整備(第19条) 都道府県及び市町村は、国民、民間団体等が行う環境保全の意欲の増進と相まって、環境保全に関する情報の提供、助言及び相談並びに便宜供与等の拠点としての機能を担う体制を整備してください(第1項関係)。</p> <p>市町村単位にもこれに準じて提供する仕組みを設けてください。 取り組みに不参加でも責めを問われない社会で、自己の時間とエネルギーを捧げるリーダーの労苦を評価し、支援する必要</p> <p>事業者の責務 職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育(第10条) 国及び地方公共団体は、小規模事業所における本事業に必要な知識及び技術に関する情報及び雇用する者の教育のための人材に関する情報を提供してください</p>	<p>特定非営利活動法人環境カウンセラー全国連合会 先崎 武</p>
<p>環境教育や環境保全に積極的に取り組むためには、環境の現状を把握し、各自の意識変革が達成できないと積極的に取り組みはなされません。</p> <p>国として、積極的に環境の現状を国民に告知するだけでなく教育現場の方々にも、現状を深く理解していただく制度を構築していただくことをお願いしたいと存じます。(もっと専門的知識を持っていただける制度を構築して欲しいということです。)</p> <p>環境教育や環境保全に取り組む意欲を高めるには上記の手段と共に意識変革が先に達成されなければなりません。</p> <p>特に教育現場においては、指導目標等があるため、意識変革、いわゆる環境へのきっかけづくりがおろそかになると思われます。よって、何かを教えるのではなく、「環境」という大きな枠組みの中の何か一つでも、目を向けるような教育手法が必要と思われます。この点に留意し、文部科学省は、再度指導要領等を見なおしていただければと思います。</p>	<p>特定非営利活動法人グリーン・エンパイロメント</p>
<p>環境教育の推進も環境保全意欲の増進も国民全体に広げるためには、環境教育として多くの人々に伝えて行く人材が基本です、早急に環境教育のリーダー養成の為の施策を展開するのが急務だと思います、実際の施策の内容までふれると長くなるので省略致しますが、上から下へではなく、全体を動かす事を早く考えないと手遅れになり、私事で恐縮ですが、ネイチャークラブ東海では行政の依頼や独自の事業を含め年間200名近い環境リーダーを養成しています、この様に市民レベルでは多くの団体が地道に環境教育とその人材養成に取り組んでいます、政府は早くそのような団体と連携をして人材を養成すべきです。</p> <p>森づくりでも森づくりの専門家だけでは森づくりは出来ません、地ごしらえをし、苗木を植え、下草を刈り、間伐をし森を守り、森を愛する人がいなければ森は育ちません、環境の保全や環境教育でも専門家のみでは環境は守れません、環境のことを心配し環境の保全につとめる多くの人を育てないと環境は守れません、環境保全、環境教育の増進や推進も、多くの人を育てる為の努力が必要なのです。</p>	<p>ネイチャークラブ東海代表 篠田 陽作</p>

<p>こうした教育を推進するためには幅広い知識と実践力を兼ね備えた指導者の養成が、喫緊の課題である。具体的な提案を以下に述べます。</p> <p>(1) 教員養成系大学・学部においては、総合的な環境教育を推進することができる教員に限られており、まず大学における指導体制を整備することが必要である。</p> <p>(2) 小・中学校及び高等学校の現職教員も、過去にこうした環境教育を受けた経験がほとんどないため、各都道府県で研修の機会を数多く設けることが求められる。</p> <p>(3) 教員研修では各都道府県の教育センターがその役割を担うことになると思われるが、その研修は一過性の研修ではなく質・量ともに充実した内容とし、研修修了者には本法律に関する教育を推進することができる資質を備えている証として、たとえばエキスパート教員の資格を附与することなどが考えられる。さらに、その研修講師としては大学教員や現場の教員のほか、地域の専門家・NGOのスタッフ等幅広い層の中から選任することが重要である。</p> <p>(4) 高等学校等の学校現場での本法律に係わる内容の指導は、選択科目でなく必修科目の中で行う必要がある。次期学習指導要領の改定で実現することが望まれる。</p> <p>(5) 各地域で、教員だけでなく産官学を巻き込んだワークショップを開催し教育の浸透を図るとともに、ネットワークを構築する。</p> <p>(6) こうした教育の実践指導事例集の刊行を全国の関係者に呼びかけ発刊に向けて資金援助を行うとともに、インターネットを利用して広く教育関係者に公開する。</p> <p>(7) すでにこうした取り組みを行っている団体、たとえば大学における研究会、プロジェクト型のセンター等に資金援助の道を拓くことも考えられる。可能であれば、過去に実績のある団体等に対して公募型の資金援助を行うことも検討に値すると思います。</p>	<p>広島大学エネルギー・環境教育プロジェクト研究センター長 田中 春彦</p>
<p>環境の保全上の支障となる行為をする主体は、学校教育を受けている児童、生徒、学生(以下「生徒等」といいます。)ではなくむしろそれ以外の大人、法人であると思われます。生徒等に対する教育は、将来にわたる環境の保全の推進に対してきわめて重要であると思いますが、生徒等以外の主体に対する教育、環境保全の推進を導く動機付け等の施策が、現在の環境への負荷の低減に対して優先的に行われるべきと考えます。例えば、企業等に関しては、「雇用する者に対し、環境の保全に関する知識及び技能を向上させるために必要な環境保全の意欲の増進又は環境教育」を持続的かつ有効に行っている場合、ある程度の優遇措置、(将来導入された暁には)環境税、炭素税等の一定の減免措置がとられるようなこと、一般市民に対しては、市町村等が環境学習、環境保全活動を積極的に取り組む以外に、実現性は薄いかもしれませんが、環境保全活動をポイント化して、その累積によって何らかの優遇が受けられる、といった正のインセンティブを与えるような施策も必要かと考えます。当然コストが発生しますが、環境の劣化が進行し、その対策を講じることと比較・考量すれば、検討の価値があるのではないかと思います。生徒等の親である大人に対して、十分な環境の保全に対する意識を植え付けることができれば、生徒等への教育効果も大いに高まると思います。</p>	<p>柳 寿一</p>
<p>学校教育における環境教育とは、国策絶対の環境教育であり、国際世論、真の問題解決とは、逆行するものである。</p> <p>学校教育は、各教科において検定教科書を利用しており、環境問題についての記述も多く見られる。その内容が、環境問題の専門家から見て適切であるかどうかなどの議論もなされていない。</p> <p>学校における各教員の授業内容についても、適切か不適切であるかは、教育委員会が判断し、不適切な指導は、処分の対象となっている。何が適切で何が不適切であるかの基準は「国策」である。</p> <p>そのような、国家による教育への介入があるかぎり、真の環境教育の実現は不可能である。</p> <p>このような現状が解消されないまま、環境教育を推進するのは、暴挙としか言いようがない。</p> <p>ただちにやめていただきたい。</p>	<p>山岸 大高</p>
<p>地球環境問題は、資源やエネルギーの大量消費といった産業構造や私たちの生活様式と深く関わっており、私たち一人一人が人間活動と環境との関わりや豊かな自然とのかかわりを正しく認識する必要があり、そのために環境教育が重要であると考えます。環境教育は、単に学校教育だけから得られるだけでなく、家庭や地域それぞれにおいて行われることが大切であり、地域や社会と連携した取り組みが必要である。また環境問題は非常に複雑であり、多くの方々と連携してより効果的な手法を構築する必要があります。そこで、より充実した事業にするために以下のようなことを提案いたします。</p> <p>1. 環境保全に意欲的に取り組み、地球に優しい活動をしている事例について、公募し、その中で価値あると思われる課題を採択する。</p> <p>2. 持続的な発展を目指した、環境に配慮した生活を送るためには、環境問題に対する正しい認識が必要である。そこで、環境教育に関して総合学習に関連する実践する課題を公募し、その中でよい課題を採択する。</p>	<p>山口大学農学部 早川 誠而</p>

<p>1 小中校に、理科系の教諭が異様に少ない。このため、理科音痴が環境保護を教えている形になっている。こんなことがあった。</p> <p>野菜の栽培を増やすと地球温暖化防止になるとまじめに教えていたので、私が、野菜や穀物は、腐れば、また動物が消化すれば炭酸ガスと水に分解されるので炭酸ガスはプラスマイナス0になる。よって地球温暖化防止の効果は無いと説明した。しかし、「そんなことはない！ 新聞にそう出ていた」と言う。議論がかみ合わない。基礎的な科学技術教育が教諭に必要である。でなければ、環境カウンセラーなどにその部分だけ講義を代わって貰うべきである。</p> <p>2 中学生が、屋上緑化と環境保護の関係の調査を総合学習のテーマに選び取材して回った。賛成・反対の複数の人に面談したそうである。しかし、どこにも地球温暖化防止やヒートアイランドに効くという科学的な裏付けが無いことが分かった、とその中学生は言う。そして、「役所や建設会社は売り上げが増えるから屋上緑化を推進しているだけで、ヒートアイランド現象抑制に効くと心の底から思っている人はいないようだ」と言って憤慨していた。「大きな会社や役所の宣伝に騙されないようにしなければならない」というのが結論だった。</p> <p>確かに地球規模で考えれば、盆栽的な屋上緑化などやっても地球温暖化防止に効くわけがない。正しい環境教育には、「環境に悪乗り・便乗する悪徳業者を排除しなければならない」と感じた。過大広告・不当表示が環境保護の名の下に、たくさん行われている。さすが、家電や自動車業界は極力誤解を招かないような表示を心がけているように思うが、建設業などはまだまだである。公正取引委員会が一度誇大広告で摘発すると変わるように思う。</p> <p>3 環境保護の効率を上げる(=スピードアップ)の話が、教育で無視されている。取るに足らないような小さなことを、「やらないよりやった方が良い」のだから皆さんやりましたよと学校で授業をしているケースが多い。</p> <p>「やらないよりやった方が良いこと」は、一般に「モノの役に立たないこと」なのです。タダならやった方が良いと私も思うが、一般には金も労力もかかり、無制限に近所の環境だけ良くすれば良いというものではない。環境保護も効率を重んじてやらなければ、成果は出ない。成果の出ないものに金を掛けることを、普通は、「無駄使い」と言う。この基本的なことを義務教育できちんと教えなければならないと思う。身近なことからやることは大事なことだが、モノの役に立たないことなのかどうかぐらいは見極めて授業をしてほしいものである。</p> <p>4 企業だけではなく、自治体で作った「環境基本計画」などにもひどい嘘がたくさん出ている。これを下に学校教育が行われている例もかなり多い。環境の定義があやふやで何でも環境にこじつけている例や、街路樹に吸音効果があるとかいった科学的な根拠のない例、緑を増やすといろいろな効果が出るなどと曖昧に書いてある場合などが多い。</p>	<p>山 蔦 紀 一 環 境 カ ウ ン セ ラ ー</p>
<p>仮に場所が提供されても、環境保全活動(里山保全)を通じて教育しようにも、学校が治外法権的な位置付けのためPTA以外のルートでは中々入り込めず、教育の機会を逃している。</p> <p>総合学習の時間で環境教育を行うには困難である。総合学習の時間に何をやるかは教師に裁量権である限り、それぞれの教師が環境問題に興味を持たないか、忙しすぎる中では無理がある。</p> <p>環境教育の教科を新たに設定し、力量が不足する教師が他に応援を求めた場合に初めて民間活用が生かされるのではないのでしょうか。</p>	<p>山 本 光 夫</p>

職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育

意見	名前
<p>政府は、雇用する全ての者に対して、一定時間以上の環境教育を行う。</p> <p>政府は、全従業員に一定時間以上の環境教育や環境保全活動への参加を行った事業者に対して、税の優遇措置等の支援措置を講じる。</p>	<p>NPO法人環境文明21</p>
<p>環境配慮企業における教員の実地研修の推進・支援</p>	<p>グリーン購入ネットワーク(GPN) 代表 中原 秀樹</p>
<p>毎年、会社で新入社員の教育を担当していますが技術系(IT関連)のこともあり、誰一人過去に環境教育を受けた記憶がないという状況です。このように現実はかなり環境教育が遅れています。社会人となり初めて会社で環境教育を受けるというのが実際のようです。まずは環境教育の普及実態を調査(現状認識)して公表(共有認識)することが先決です。昨年から本件で何度も環境省の方のお話を伺いましたが全く現状を認識されていないといことが良くわかりました。</p> <p>企業の環境教育は自主的に行われるものでありますが、この法律制定後何ら進展していません。むしろリストラ等の影響で後退している状況です。何らか経済的なインセンティブが必要でしょう。例えば、教育実績申告により税金を減らしたり、グリーン購入同様に実績のある会社から優先購入することや、実施内容のデータベースを作り国民に公表する(CSRの一つに環境教育を明文化するよう働きかける)事例集の発行等で競わせるなどの施策実施。</p>	<p>向達 壮吉</p>

人材の育成、認定事業の登録

意見	名前
<p>政府は、民間団体、地方自治体等が行う人材育成事業に対して財政支援を行う。</p>	<p>NPO法人環境文明21</p>
<p>自然破壊や環境問題を自分の問題として受け止めるようにすること 人材登録制度が本法律では構想されているが、各地方でもいろいろな人材バンク制度があるものの、思ったほど活用されていない現実がある。その原因を調べることで、より活用される制度として本法律の人材登録制度を立ち上げることができるのではないかと思われる。</p>	<p>大倉 寿之</p>
<p>人材育成の登録について、登録条件を明確にしてください。</p>	<p>川崎市役所 環境局 環境調整課 吉川サナエ</p>
<p>名称のよく似た免許資格、団体制度資格、登録資格、団体が数多くあります。これらを掌握し、個人会員費の抑制、活動内容の充実化、人的バンクの統合、ネットワーク化、組織簡素化等、他にわかりやすい、利用しやすい、フットワークのよい、「環境教育」環境を創ることが大切です。 『資格試験料、登録料、年会費 これらの過重徴集は、避けてください。活動費が無くなります。』</p>	<p>木下能成</p>
<p>(第11条 人材認定等事業の登録 について) 民間団体による人材認定・育成事業の「社会的信頼性」 信頼性は重要だが、環境教育に関する民間団体の人材認定・育成事業は、日々変化している。社会状況に応じて機敏に活動できるのがNGOの重要な特性でもあり、民間団体の自発的な意志を尊重することを理念とするならば、こうしたNGOの特性に対応できる登録制度であることが必要である。 人はそれぞれ異なる経験・知識・価値観をもっており、同じ環境教育のプログラムが同じ成果があるとは限らない。民間団体による人材認定・育成事業について「社会的信頼性」を高めることができるのは、判断材料となる情報の質であって、判断結果ではないはずだ。あるカリキュラムを受けた人材が、自分たちが必要としている人材かどうかを判断できるのは、活用する本人(学校や企業)である、ということを知ることが、「民間の自発的な意志の尊重」することにもつながる。また、協力を求められる人材も、自分がどのような場であればその力を発揮できるのかを、客観的に評価・理解できることが大切である。 地域性の強い事業 / 小規模な団体による事業 / 開発計画に異議を唱える団体による事業などは、これまでの国との関係からすると登録されない性質と思われる。規模や活動テーマ等にとらわれることなく、評価環境保全のためになるか否かで判断されるべきである。</p> <p>(第11条 人材認定等事業の登録 について) 民間団体による人材認定・育成事業の指導者を「探しやすくする」 これまでも、環境カウンセラーを始め、人材を探すことのできる制度は数多くあったが、十分役立っていたとは感じられない。つまり、国が認定するだけで、指導者が「探しやすくなる」とは考えられない。 数多くの登録者がいても、名前が知られている人に依頼が集まるとか、誰かの紹介など、別の要因があって依頼される場合が多いように感じる。育成事業のカリキュラムよりも、顔が見えることだったり、その人のキャラクターなどが重視されることの方が多いのではないだろうか。 そこで、まずは既存の制度を十分に検証し、何を頼りに人材を探したのか、または「探しにくかった」のかを明確にし、それを改善した制度にする必要がある。</p> <p>(第11条 人材認定等事業の登録 について) 人材を使う側への教育も 民間団体に多いボランティアという人材を活かすには、依頼する側(受け入れる側)の姿勢が重要になる。人材認定の情報だけでなく、依頼する側が準備すべき条件などのアドバイスも必要である。</p>	<p>財団法人日本自然保護協会 志村 智子</p>

<p>(第11条 人材認定等事業の登録 について) 環境教育に関わる人材にのぞむ資質 ～ 明確な目的意識 環境教育にかかわる人材に重要なのは、「自然を守る」「環境を保全する」という、明確で力強い信念、目的意識である。人材育成のカリキュラムでは、習得状況を把握しやすい「知識」や「技術」のトレーニングが重視されがちだが、何のためにその知識・技術を使うのかを見失わないことが重要である。 ただし、「知識」や「技術」と異なり、「意識」「意欲」は程度を計る方法がない。また、国が認定するような性質のものではない。</p>	
<p>[環境教育の推進] その他重要な事項 人材認定事業についてであるが、この制度では現在どんな人材を認定しているのだろうか。まずはこの点について世間一般での認知度を高めていかなければならないだろう。 先ほど環境教育は環境問題の特定の分野に偏ってはいけなと書いたが、この事業により認定される人材も偏らないように十分な配慮をしてもらいたい。 また、すでに精力的に活動している人達の環境活動を邪魔するものにはしてはならないので、気をつけてもらいたい。</p>	酒井 一樹
<p>専門家の育成に具体的な方向が示しているか？ 法11条では、人材認定事業の登録がうたわれていますが、これまで自然体験活動推進協議会をはじめとする民間団体のとりくみを支援するものにならなければならない事は申すまでもありません。特に避けなければならないのは、省庁ごとによる登録基準を設ける事による指導者ネットワークの分断化といえます。例えば、自然体験活動推進協議会がこれまで構築してきたような民間の努力の成果を逆行させないよう登録基準の一元化を強く求めます。 また、地域の指導者を活用できるコーディネーターを養成するため、法11条の認定を受けたものに対し、学校教育及び社会教育において、教員免許や社会教育主事資格の取得要件の見直しも視野に入れた教育公務員としての活動の道を開くような必要な措置を求めます。(例えば、2001年社会教育法改正では、社会教育主事講習の受講資格がボーイスカウトのリーダーなどにも拡大されています。)</p>	社団法人日本ネイチャーゲーム協会
<p>環境保全の啓発活動 環境に関する国民の意見を広く募集するために、ゴミ問題等の苦情を含めた環境問題に対する意見を作文コンテストという形で募集する。 各地域で環境に関するシンポジウムを行なう。</p> <p>農業の推進自給 リストラによる失業者対策を含めた農業従事者を増加させ、農産物の自給率を推進する。 各自治体ごとに、新しい農業の特産物を開発できるように奨励する。</p> <p>公共の場所の緑化の推進 街路樹の整備・公共施設の屋上の緑化 道路には、左右をしきる街路樹や緑の豊富な遊歩道 県花のように地域ごとに栽培するブランドの花を指定して育てる。</p> <p>ペットボトル等には、環境教育のキャッチコピーを記載し、リサイクル率を高める工夫をする。一本に数パーセントの環境税を掛け、リサイクル費用に当てる。 犬の糞、グッズを販売し、代金の一部に環境税金を含める。</p>	田中 清美
<p>人材認定等事業の登録(11条) 国民、民間団体等の行う環境保全に関する知識及び環境の保全に関する指導を行う能力を有する者を育成し、又は認定する事業の登録に当たっては、法の目的に合致するかを厳正に吟味して登録を行ってください。</p>	特定非営利活動法人環境カウンセラー全国連合会 先崎 武

<p>社会性ある適正な人材認定等事業の登録方法(第11～14条関連)</p> <p>既往の人材育成制度は、認定基準を過度に平易にしたり(講習会を受講するのみで資格を付与する等)、「評価手法」と「付与される称号」が乖離したり(例えば、指導的なスキルを評価せずに指導者としての称号を与えるなど)、人材認定者の認定制度の不備(例えば、一度資格を取得するとスキルの低下等は不問で半永久的に資格を付与するなど)といった課題を有している事業が少なくありません。その結果、個々の人材育成制度の多くが「需要」と「供給」のアンバランスの状態を招くなどで、形骸化している制度も見られます。</p> <p>その様な制度を無条件に、あるいは軽率に登録を進めることは、本法律第11条も形骸化の途を辿ることになってしまうと思われます(例えば、都道府県等で実施している人材バンクの多くは、利用者が少なく形骸化している実態があります)。特に、トレーサビリティへの要望の増大などに代表されるように、近年消費者の意識が高まる中では、無責任な人材育成制度の登録・紹介は、国民に本法律自体のみならず、「環境保全活動」や「環境教育」への不信感を生む源泉になりかねません。そこで、「グリーン購入法」等の手法を援用して、一定の評価指標を設けて、自己評価あるいは第三者評価等を通して、国民に幅広く紹介するに足る制度に限定した登録、あるいは評価結果を明示した上での公開などを行う仕組みづくりが必要かと思えます。</p> <p>特に、本登録制度を活用して、若干不備が見られる既往の制度の質的向上を促進する制度として、登録業務が機能するように、配慮して頂ければと切に願います。</p>	<p>特定非営利活動法人森づくりフォーラム 木俣</p>
<p>指導者の能力をどのように判定するのか、CONE(自然体験活動推進協議会)との協力が必要になるかもしれません。そのあたりは、委員の広瀬さんが、発言されると思います。</p>	<p>名越 裕己</p>
<p>「人材認定等事業の登録」は上記(3)に示した主体的・内発的活動を阻害するものでないことを基本方針で示す。</p> <p><理由> この登録制度が認定制度に近いものになると本法律第三条、第五条、第二十一条などに示されている基本姿勢と矛盾をきたす恐れがある。人材認定等事業の登録」に関しては公平性や透明性を保障する仕組みづくりが必要であることを明記する。</p> <p><理由> この制度では、認定事業申請者をどのような基準で評価するかが大きな課題である。その基準については、各省庁の専決事項としないこと、特定の個人や団体だけで判断されることのないようにすることが必要である。一方で、認定にあたっては公平性、透明性、そしてなによりも環境保全活動・環境教育に関する専門性が必要である。</p>	<p>日本環境教育学会 会長 鈴木善次</p>
<p>人材認定等事業の登録が、民間の人材育成・認定事業の健全な発展を妨げることはないよう、具体的な担保措置を講ずる必要があります。</p> <p>認定等事業の登録制度について、強い懸念を表明します。第11条～15条にある、所管する5省庁が環境保全活動にかかわる民間の人材認定事業を登録するもので、これは、民間が自主的におこなっている人材の認定事業を中央官庁が一定の範囲で管理することを意味します。このこと自体、行政改革の方向と相反する面を持っていると見ることもできるでしょう。より深刻なのは、中央官庁の「お墨付き」という意味合いです。登録を受けた制度とそうでない制度には、その後の普及に大きな差が出ることは容易に予想されます。それゆえ、民間の人材認定事業をおこなっている団体は、この登録制度をもって中央官庁の「所管」となることを選ばざるをえません。これまで民間が自主的に行い、どれほどの評価を受けてきたとしても、今回の制度による登録を受けられなければ、否定的影響を被ることは明らかです。具体的な基準等は、省令を待つことになるので現段階としては何とも言えませんが、この登録制度が、実は民間団体に対する管理強化であり、押さえ込みの手段となるおそれがあります。さらに、自治体や学校が地域で事業を行おうとする際に、計画に参画してもらおう市民や団体を選別する際の基準として、登録制度が使われるということも容易に予想できます。そうすることにより、資格などとは無縁の地域の有為な人材が排除されるという事態も予想されます。このようなことが起きないための実効的な措置を担保すべきです。</p>	<p>フォーラム「環境教育推進法を考えよう！」 安藤聡彦</p>

拠点機能の整備

意見	名前
<p>自然破壊や環境問題を自分の問題として受け止めるようにすること。 自然体験を提供するための拠点となる施設の絶対数が少ない。 本法律でも拠点施設の整備が謳われているが、自然体験を提供するために条件のよい場所に、たとえ小さくても施設を順次設置していくことは重要である。 人の集まる場所があり、そこに自然体験に必要な道具がそろっており、休憩や手洗い等をする設備があることは、その地の環境学習として利用される可能性を一気に高める。 巨費を投じる施設でなくても、立地環境に十分配慮した上で、適切な施設を整備することは、今後の社会資本投資として考慮されるべきであろう。</p>	大倉 寿之
<p>この法律が実施されると同時(昨年10月)に東京都環境学習センターが閉鎖されました。 環境省の方に復活させるお願いしてきましたが法が出来たのに何ら復活の動きがありません。 この法律がいかに効力が無いかを現していると思います。 復活できるような内容にすることを強く求めます。</p>	向達 壮吉
<p>環境改善(仮称)センターを公設し、地域の環境の質を評価し、企業等にその改善を働きかける。</p>	田中 清美
<p>環境保全の意欲の増進の拠点としての機能を担う体制の整備(第19条関係) 国民、民間団体等が行う環境保全の意欲の増進と相まって、次のことを推進してください。 (1) 環境保全に関する情報の提供 (2) 行政機関は、国民、民間団体等の活動推進のための総合的窓口を設置し、適切な助言及び相談に応じてください。 (3) 国民、民間団体等に環境保全取り組みの責務を課した以上、行政の責務として、国民、民間団体のもっとも不便をかかっている活動拠点の提供は不可欠です。 少なくとも都道府県単位に設置してください。 今後定められる基本方針は、現状追認型ではなく、国民、民間団体等取り組みの一步先の枠組みが整備されている内容としてください。 拠点機能整備の内容は「場の提供」が法文では不明確。02.12.17中央環境審議会中間答申項目はほぼ網羅されているが、内容において物足りなさを感じます。</p>	特定非営利 活動法人環 境カウンセ ラー全国連 合会 先崎 武

民間による土地等の提供に対する支援

意見	名前
<p>< 国民による自発的なフィールド提供に関する提案 ></p> <p>土地提供者が自発的に土地を提供するための措置として、現在「減税措置」がアイデアの一つとして挙げられております。これに対し、私は「土地提供者をインタープリター(の一員)とする」というアイデアを提唱したいと存じます。</p> <p>現在の基本計画では、 土地提供者が土地を供与し、「減税措置」の恩恵をこうむる。 地元のNPO等が主体となり、継続的な維持管理を行う。 そのNPOが総合学習の受け入れや一般市民向けの体験活動募集などを通じて、広く国民全体に環境教育の一環としての維持管理を体験して戴くというプロセスが想定されております。</p> <p>一方で、土地提供者は、過疎化が進んだ土地にお住まいの方や、比較のお年を召した方が多いものと考えられます。近年の地域コミュニティの崩壊に見られるように、他人とのつながりが希薄になってきている昨今、こうした方々が他人と接していくことも、これからの過疎化地域や高齢社会/超高齢社会を考える上で重要です。実際に、人とつながりたい、都会の人(特に若者)を過疎化した村に呼んで交流したいと考えている方が沢山いらっしゃいます。こうした方々は、実際にその土地で維持管理活動を行ってきた深い経験と知識があります。その中には、言葉に表せないような実体験もあれば、一般的な書物に書かれている常識とは異なり、その土地でしか有用でないテクニックなどもあると思われま(後述)。こうしたものは、以前なら親から子へと受け継がれていたのですが、現在ではそれもままならず、まるで「記載され、学名が付けられる前にひっそりと絶滅していく脆弱な種」のように、埋もれていくことになります。</p> <p>そこで土地提供者が自発的に土地を提供するための措置として、私が提案したいのが、既述の「土地提供者をインタープリター(の一員)とする」というアイデアです。</p> <p>すなわち、土地提供者が単に「土地の提供者」としてだけではなく、維持管理活動を行っていく上での「教師役」をも務めることで、その土地で育まれてきた技術や文化を継承していくと共に、地域と都市の交流、土地提供者(特に高齢者)の「いきがい」づくり(これも広義の「環境教育」と言えるかもしれません)を行おうというものです。</p> <p>NPO中心で維持管理されている土地で教師役を務めるのであれば、あくまで「ゲスト講師」ととどめておくべきです。土地提供者があまりに口を出しすぎたら、NPOとしても自由度が減少しやりにくくなるでしょうし、かえって維持管理活動を阻害することにもなり兼ねません。</p> <p>土地提供者中心に維持管理を行う(つまり、ゲスト講師としてではなく、維持管理実施者・環境教育者として活動を行う)場合には、その方が何らかの理由でいなくなった場合、どう引き継いでいくかを前もって検討するべきである。</p> <p>このように、のちのちトラブルが発生し、維持管理を放棄するNPOなどが出てくる可能性もあります。よって、ある程度のフォローを指針等で決めておくべきです。現実的には難しい面もあるとは思いますが、具体例としてグリーンワーカーのように所有者を雇用するイメージで行う手もござります。</p> <p>なお、こうしたアイデアは、主に私の経験に基づいております。かつて埼玉県荒川村に間伐作業に行った時、酒や手打ち蕎麦で歓迎して下さった地元の方々や村議会議員の方が、「若い人が村に遊びに来てくれて嬉しい」と仰っておられました。その時の笑顔は今でも忘れることが出来ません。また、奥多摩町にお住まいの林業家と氷川の山中を歩き、廃集落を案内して戴いた時のことです。普通は高木となるはずの杉を強度に手入れし、低木のまま維持した防風林が形成されていました。そのアイデアは、氷川独自のものであり、山中に集落がなくなった今では、その技術と伝統を伝えていくことができないのだと、その林業家は嘆いておられました。</p> <p>私のボランティア経験が少しでも日本の環境行政に資することになれば、幸いです。 以上です。</p>	<p>町田市立 かしの木山自然公園愛護会・昆虫部会 藤田 道男</p>

<p>自然を守るための税制上の措置の検討</p> <p>環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場を確保するためには、それを支えている土地を守り、確保することが必要不可欠です。そうしたことから、環境保全及び環境教育活動の場の確保に寄与する土地所有者への税の優遇措置や、最終的に公有地化を進めるための税制のあり方など、将来世代のことを考えた税制について検討することが望まれます。</p> <p>< 税制の検討課題の一例 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全法の緑地保全地区、国立公園(特別保護地区、特別地域、普通地域)、保存樹・保存樹林、近郊緑地保全区域等の既存制度における課題点を整理し、新たな優遇措置の検討。 ・雑木林など自然豊かな土地に対する所得税、相続税、固定資産税のあり方の検討。 ・土地所有者の要望等により、公有地化を図るための特別財源の検討。等 	<p>財団法人 日本生態系 協会 会長 池谷奉文</p>
<p>第20条の「民間による土地・建物の提供に関する措置」について、里山の利権者が共有財産区であるため単に土地の提供にならず、利権者の同意を得るための手続きが困難である現状について、国は具体的に何をしてくれるのか？</p> <p>森林法では、適正な施業が行われない場合に、市町村長や都道府県知事が森林所有者に対して「権利移転等の協議勧告」等を行うことのできる「要間伐森林」及び「要整備森林」という制度が設けられているといわれるが、具体的な動きが見えない。</p>	<p>山本 光夫</p>

各主体間の連携、協力、協働取組の在り方の周知

意見	名前
<p>施策の実施に当たっては、国民、民間団体等が環境保全活動及び環境教育の推進に必要な手続きや情報収集等が容易に行えるよう、5つの主務官庁が連絡会等を設けるなどして、国民、民間団体等の立場にたった諸サービスに努めるものとする。</p> <p>組織・拠点・施設の運営や、人材の育成等、施策の実施に当たっては、関係する全てのセクターが協働して行うことを基本とする。</p>	<p>NPO法人環境文明21</p>
<p>今回、環境省主導で懇談会が発足したことは、とても喜ばしいことだと考えます。しかし、そのためには横のつながり問題(=縦割り行政の弊害)の解消を図るべきだと思います。</p> <p>私自身、森林インストラクターの「ふくおか」事務局をしていますが、他団体との交流、人材交流、が「肝」であることを痛感しています。このことが、よい充実した、環境教育に繋がって行くかと思えます。</p> <p>また環境行政にて、両峰といわれる、農林水産省林野庁との連携も忘れては行けません。私は県職員で森林行政に携わっています。両省庁とも、お互い「なわばり争い」はしないで、耳を傾ける姿勢を見せてください。どちらも正論です。</p> <p>全省庁が、一団となって取り組むべき課題です。文部科学省、環境省のみの懇談会で無いように、今の段階で広く討議検討をお願いします。</p>	<p>木下能成</p>
<p>協働取り組みの在り方等の周知(第21条)</p> <p>協働取り組みの有効かつ適切な実施推進のために、行政機関は、多様な主体の集合である地域環境力の調整に努めてください。</p>	<p>特定非営利活動法人環境カウンセラー全国連合会 先崎 武</p>
<p>既存資源(施設・制度・人材等)を活かした支援体制整備(第19条関連)</p> <p>「環境保全の意欲の増進の拠点としての機能を担う体制の整備」については、国民の新たな混乱と情報の散逸を抑制するために、新規の施設等を整備するのではなく、既に整備されている膨大な既往の環境行政、文部科学行政、農林水産行政、経済産業行政、国土交通行政の出先事務所や関係機関・施設、さらには民間団体等の、「環境保全活動・環境教育」という視点からの横断的かつ有機的な統括機能を付与することが必要かと思われれます。</p> <p>具体的には、各種資源を「ネットワーク行政」の資源として有機的な連携・協働体制を構築し、人材や情報、施設等の個々の資源を効果的に活用できる仕組みづくりに力点を置くことが肝要かと思われれます。</p>	<p>特定非営利活動法人森づくりフォーラム 木俣</p>
<p>行政(国・地方自治体)は環境保全活動・環境教育にかかわる国民・民間団体などの主体的・内発的な活動を促し、その活動を保障、支援することを基本方針に明記する。</p> <p><理由> 民主主義社会における法律にもとづいて行われる活動として、また環境保全活動・環境教育のもつ性格(意識の変革と意欲の増進など)から見ても、個人の尊厳と内発的な意思を重んじることが大切であり、したがって、行政(国・地方自治体)はそれを支援するという形(すなわち“条件整備”)に徹することが望ましい。</p> <p>上記に関連して、主体的・内発的な活動を保障する“仕組み”などの支援策を作成するとき、国民・民間団体(市民・事業者)などと行政(国・地方自治体)の“協働”のもとで行うという姿勢や理念を基本方針で示す。</p> <p><理由> 学習者・実践者の内発性を促し、その活動を保障する“仕組み”などの支援策としては地域の特徴にあわせることが必要であり、市民の多様な発想を尊重しながら、国民・民間団体(市民・事業者など)と国・自治体の行政が“協働”して模索することによって効果的な“仕組み”を作ることが可能となる。なお、“協働”においてはそれぞれの“主体”は対等な立場であること、また行政においては国・都道府県・市町村がお互いに有機的な関係を持ちながら協力して“条件整備”などにあたることなどが前提である。</p>	<p>日本環境教育学会 会長 鈴木善次</p>

情報の積極的公表

意見	名前
<p>作成した基本方針については、かならず広く社会一般に公表していただきたいと思います。現時点でも国民の大多数は本法律が制定されたことすら知らないと思うので、あらゆるメディアを使って、告知していただき、社会での認識が進むようによりしくお願いいたします。</p>	石井 誠治
<p>政府は、持続可能な社会の構築に必要な環境情報を、政府広報などを通じ一定時間以上、テレビ・ラジオ等で放送する。</p> <p>政府は、対象者ごとの多様な環境教育番組を一定時間以上、テレビで放映する。</p>	NPO法人環境文明21
<p>全国における活動事例の掲示版（HP）を一括整備する。</p>	環境カウンセラー（事業者部門） 江口 恒夫
<p>表彰制度：先生・学校・地域・市民・企業・テーマ・教材毎にきめ細かく情報を集め数多く表彰することで広がると思います。</p>	向達 壮吉
<p>新聞・雑誌・テレビなどにおいて、環境の保全に関する宣伝を積極的に行う。</p> <p>大気・水質など環境に関する測定数値を現地でリアルタイムで見ることができる掲示板などを設置したり、天気予報の際に速報値を出すなど、環境汚染の現状に関する情報を広く知らせることにより認識を喚起する。</p> <p>国や自治体が関わる河川、道路・交通、森林・農業、自然保護・環境保全などの行政機関が有する情報を提供する（仮称）環境情報センターを地域に設置する。</p>	財団法人公害地域再生センター（あおぞら財団）
<p>長いスパンで変化する環境の変化を、たとえばこれからの50年間にどのような変化が起きるのかをシュミレーションした映像等を流したりして、国民に分かりやすく改革が必要な環境の問題を広報していただきたい。</p>	佐竹 義雄
<p>環境教育の推進に当たってのeラーニング等情報メディアの活用について</p> <p>1. ネットワーク・情報メディアの活用を基本方針で明確にすることを要望します。</p> <p>ブロードバンド回線（光回線等）の普及が加速されてきており、今後各家庭職場においての、ブロードバンド環境の高度な進展が予想されています。環境教育の展開を推進する上でネットワーク・情報メディアを活用した次世代型の環境教育の枠組みを提示することを要望します。</p> <p><次世代型環境教育></p> <p>情報の共有の高度化：いつでも、どこでも、誰でも環境情報に触れられる仕組みの形成</p> <p>動画・画像の高度利用：国民的財産としての環境情報の蓄積と利用 （環境破壊、危機感の醸成に資するリアリティのある情報の提供）</p>	篠原 卓三
<p>情報の積極的公表等（第23条）</p> <p>地方公共団体は、環境保全の意欲の増進の内容に関する情報その他の環境の保全に関する情報を積極的に公表するよう努めてください。</p>	特定非営利活動法人環境カウンセラー全国連合会 先崎 武

その他重要事項

意見	名前
<p>本法律については、5年を目途に施行状況等について検討を加え、必要な措置を講ずることになっており、ぜひ年度ごと、あるいは前半後半などに分けて、具体的な到達目標を掲げ、その達成状況等について、検証・公表していただきたいと思ひます。</p> <p>本法律はその大部分が努力規定であり、こういった地道なチェックにより、環境教育や環境保全活動は広がっていくものだと思います。</p> <p>また、その中では議論の透明性はきわめて重要だと思います。環境に対する意識や価値観は個人ごとに当然異なるものであり、本法律についても、当然、いろいろな考え方があるはずで、したがって、それを無理にまとめる必要はないと思ひますし、そういった議論の積み重ねで少しずつ社会がよい方向へ向かうのが本来の姿だと思います。</p> <p>基本方針や法律内の細かな事項等については、私も参加した環境パートナーシップオフィスでの会合をはじめ、地方自治体や民間等で多くの議論がなされており、基本方針の制定、その前提となる環境省や文部科学省等の具体的な取り組みにもそれらの内容がしっかり反映されるように、省庁等に提出されている意見なども十分活用していただきたいと思ひます。</p>	石井 誠治
<p>政府は、見直しまでの5年間の達成目標を明確に示すとともに、中途段階でその進捗状況を評価・公表する。</p>	NPO法人環境文明21
<p>国際的な連携を視点に加える。</p> <p>環境保全意欲増進と環境教育推進の懇談会メンバーには、政府の各種委員となっている大学関係者、財団や協会の関係者が多く見られ、意見の偏りが大きいものと思ひます。もっと、『現場の分かる人』『普通の人』『地方の人』が必要と思ひます。今回の意見募集はそのための施策であるかと思ひますが、より広く意見を聴取するためには、意見を出しやすくする工夫も必要であり、全国各地(中小都市対象に)における公聴会の開催などが必要と思ひます。臨機応変に対応してほしい。懇談会の臨時委員の追加も検討すべきである。</p>	環境カウンセラー(事業者部門) 江口 恒夫
<p>総合的な学習の時間などにおける学校と地域との協働に関して、人件費を含めた必要経費について労力にみあった予算措置を図る。</p>	財団法人公害地域再生センター(あおぞら財団)
<p>各地方公共団体における基本計画並びに施策の検討のあり方</p> <p>各地方公共団体が、環境保全及び環境教育活動に関する基本計画や関連した施策の検討を進めるに当たり、以下のことに取り組むよう明記することが望まれます。</p> <p>計画策定に当たっては、具体的な目標値と実施期間を提示すること。</p> <p>環境教育基本計画や次年度の施策の検討に当たっては、NPOや学識者、学校教育及び社会教育関係者、地域住民など、地域の各主体の参画の上、合意形成</p> <p>各地方公共団体における基本計画並びに施策の評価のあり方</p> <p>各地方公共団体は、年度ごとに以下のことを実施するよう、明記することが望まれます。</p> <p>基本計画や施策を実施した結果や成果の公表すること。</p> <p>NPOや学識者、学校関係者等が参画のもと、計画実施に対する評価、及び次年度以降の施策のあり方について協議する場づくりを行うこと。</p>	財団法人日本生態系協会 会長 池谷奉文
<p>法の策定や運用プロセスに市民(環境教育指導者)が参画できているか？</p> <p>今回の法の策定過程に、一部の市民や環境教育NGO・NPO、また環境教育研究者らが参画した事は市民社会の成熟にとって前進だったと評価できます。しかし、まだこうした法や政策立案プロセスに対する参画意識が十分とは言えません。</p> <p>今後、本基本方針の策定のみならず、運用や見直し、さらには関連する法や政策の運用に関しましても、十分な情報公開と意見集約がなされることを求めます。</p> <p>省庁間の垣根を超えた地域主体の環境教育活動に有効性を発揮できるか？</p> <p>今回の法を所管する5省間のもとより、将来は、政府全体の重点施策として、内閣府に省庁連絡会議を設置し、環境教育国家戦略(あるいはESD国家戦略)を閣議決定する事を期待しています。仮にそこまですぐには難しくても、今回の法の運用にあたって所管5省が民間も含めたラウンドテーブルを設置し、この法の運用状況を確認し、見直しのあり方を検討する常設機関の設置を求めます。</p>	社団法人日本ネイチャーゲーム協会

<p>日本が提案した国際的な合意事項であるDESD(国連持続可能な開発のための教育の10年)の推進に有効性を発揮できるか？ 都道府県や自治体における実施計画、国における国家戦略など、環境教育推進法の理念は、DESDとの連携が可能といえます。DESD国際実施計画(2004年6月頃発表)と関連させて、政府にはDESD国内実施計画を策定するための推進本部の設置を求めます。また、政府とNGO・NPOそして企業が参加するラウンドテーブルの設置を求めます。</p>	
<p>環境条例の策定 地方自治体ごとに、住民の参画と協働による時限立法的な条例案を策定し、議会に提出する。更に、その議会で成立した条例を3年ごとに評価し、再び住民の参画と共同による条例を策定し、それを改定してゆく。</p>	田中 清美
<p>環境経済の活性化による環境保全 環境保全の推進に関するアイデアやエコ・商品のコンテストを実施し、商品化・販売促進を図る。 リサイクル用品の販促を図るために、リサイクル品等の購入者や開発者に対して、それを奨励するためのグリーンスタンプを交付する。 産官学連携による環境関連ベンチャーの促進 NPOやボランティア、NGO等の環境事業の促進 環境関連のエコ・マネーの交付 グリーン債の発行</p>	田中 清美
<p>メディア関係者にも、ヒアリングを せつかく出来たこの制度への関心度が低く、不十分な状態です。特定の関係者だけでなく、地域社会をまきこむ工夫が必要です。そこで、どうい方法がいいのか。アドボカシー型の報道スタンスが欲しい。NHKやマスメディア関係者の環境報道が、さらに充実するよう取り上げてもらいたいと願っています。</p>	田中 富士男
<p>国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し実施してください。 国・地方公共団体は、年度ごとに自己評価または第三者評価等により成果を一般に公表させてください。</p>	特定非営利活動法人環境カウンセラー全国連合会 先崎 武
<p>横断的な機能を有する方針づくり(第5条関連) これまで、「環境保全活動」および「環境教育」は、環境省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省等の各分野や、独自の法令と方針・計画等に則って、「縦」の軸からその推進が図られ、一定の成果が挙げられてきていると思います。 しかしながら、一方では、現場レベルではそもそも「環境」という概念自体が根源的に横断的・総合的な性質を有しているために、その「縦割り」の弊害が散見され、指摘されてきたかと思えます。 一方で、本法律は環境省、文部科学省を中核としつつも、農林水産省、経済産業省、国土交通省の省庁横断的な性質を有している点が大きな特徴といえると思います。そこで、本法律に則って策定する方針は、旧来型の「縦型」の方向性で策定するのではなく、既往の「縦型」の諸制度のみによる限界と弊害が表面化している現状を受けて、現場を重視して「横型」の機能を有する施策体系の構築を目指した方針づくりを行うのが、最も妥当ではないか、と思います。 既往の諸施策を総合的・体系的に把握するとともに、分野間の有機的な連携を促進し、現場や一般の国民を混乱させないためにも、二重投資や機能の分散化を抑制し、「縦軸」と「横軸」が一体となった諸施策の総合的・体系的な推進体制を構築する仕組みとする必要があると思います。なお、あくまで単なる各省庁の施策の「寄せ集め」に終始するのではなく、横断性・体系性を担保した内容とすることが肝要かと思えます。</p>	特定非営利活動法人森づくりフォーラム 木俣

<p>法律の効果について、客観的に定量で示す必要があると思います。指導員認定校の増加、企業内の社員の意識変化など、さまざまな視点から判定し、3年程度で内容の見直しを検討されることを望みます。</p>	<p>名越 裕己</p>
<p>本法律の範囲内で、施策を定期的に見直すこと、またそのための検証組織をつくることを基本方針に示す。</p> <p><理由> 本法律の「附則」において施行後五年を目途に見直すところがあるが、多様な意見が尊重されるべき市民を対象とした本法律を進める際には、法律の遂行自体を一つの実験と見なすアダプティブな進行を行うことがよいのではないかと。そのためには、法律の範囲内で、短期間(出来れば、二年毎)で実質的な修正ができるような仕組みを作る。見直しに当たっては、環境教育の実施状況や国際的な動向の調査などを踏まえた検証を行う。こうした検証組織の構成でも公平性、透明性ととも環境教育に関する専門性が不可欠である。</p>	<p>日本環境教育学会 会長 鈴木善次</p>
<p>世は、環境保護ブームであるが、6%の炭酸ガス排出削減はほとんど不可能である。ある自治体では「スローガンを書いても意味が無いから、達成可能な1%の削減を目標にして、がんばる!」という基本計画を作った。このような姿勢で行われる環境教育は立派だと私は思う。計画は目標達成の筋道であり、失敗すれば「無計画」だったと言われるのである。空論ではなく責任の持てる計画を立案できる生徒が多くなれば、早晩環境保護も解決できるように思う。</p> <p>ついでだが、例えば、多目的ダム、多目的道路、多目的空港などという新しい事業の企画書には必ず、「環境保護にも寄与できる」と書いてある。しかし計画を読んでも、野鳥は減らないが炭酸ガスは増える計画である。しかし野鳥が減らない所だけことさら強調しているのが通例である。これは一例であるが、教育だけが例え良くなっても、役所・政治が姿勢を正さないと本当に環境は良くなりません。</p>	<p>山蔦紀一 環境カウンセラー</p>